更生保護に関する最近の国会質疑内容 《第162回国会》

(目 次)

| 1 | 平成 1 | / 年1月25日 衆・本 会 議・・・・・・・・・・) 「性犯罪」 | |
|---|------|--|----------|
| 2 | 平成 1 | 7年2月 7日 衆・予算委員会・・・・・・・・・ 1 「安城事件」 | |
| 3 | 平成 1 | 7年2月15日 衆・予算委員会・・・・・・・・・ 2 「安城事件」 | <u>)</u> |
| 4 | 平成 1 | 7年2月23日 衆・内閣委員会・・・・・・・・・・ 4 「奈良少女誘拐事件」 | ļ |
| 5 | 平成 1 | 7年2月23日 衆・法務委員会・・・・・・・・・・5 「安城事件」,「奈良少女誘拐事件」,「仮出獄」 「所在不明」,「刑期終了後の保護観察」 | ; |
| 6 | 平成 1 | 7年3月 7日 参・予算委員会・・・・・・・・・10 「更生保護施設と性犯罪者」 |) |
| 7 | 平成 1 | 7年3月10日 参・法務委員会・・・・・・・・・11 「再犯防止対策と今後の取組」,「性犯罪」, 「保護司の基盤整備」,「安城事件」,「仮出獄」 | 1 |
| 8 | 平成 1 | 7年3月17日 参・予算委員会・・・・・・・・・16 「安城事件」,「仮出獄」 | ; |

| 9 | 平成 1 | 7年3月18日 参 「性犯罪者」,「保 の予算」,「犯罪 | 護司の基盤整 | 備」,「 | 更生仍 | | • • | • • | 2 1 |
|----|------|---|--------------------|-------|-------|-----|-----|-----|-----|
| 10 | 平成 1 | 7年3月28日 参 「性犯罪」 | ・決算委員会 | | | | | | 3 0 |
| 11 | 平成 1 | 7年4月 1日 衆「仮出獄」,「保護 | | | | • • | | | 3 1 |
| 12 | 平成 1 | 7年4月 6日 衆「性犯罪」 | : • 決算行政監視委員会 | | | • • | | | 3 8 |
| 13 | 平成 1 | 7年4月26日参「性犯罪」 | ・法務委員会 | | | • • | | | 4 3 |
| 14 | 平成 1 | 7年5月12日 参「仮出獄」,「協働 「更生保護 | 〕態勢」,「緊急 | | | • • | | | 4 7 |
| 15 | 平成 1 | 7年5月17日 参「少女監禁事件」 | ・法務委員会 | | | • • | | | 5 2 |
| 16 | 平成 1 | 7年6月 3日 衆「更生保護施設」 | ・内閣委員会 | • • • | • • • | | | | 5 3 |
| 17 | 平成 1 | 7年6月 3日 衆 「保護観察の充実 猶予者の保護観察 護制度の見直し」 | 強化」,「保護 」,「就労支援 | 司」,「 | 執行 | • • | | | 5 5 |

【平成17年1月25日 衆・本会議 「国務大臣の演説に対する質疑」】

神崎武法君 (略) 奈良市での女子小学生の誘拐殺人事件をきっかけに,<u>性犯罪者</u>の出所直後の住所を法務省から警察に知らせる方向になりましたが,私は,プライバシーの保障の観点から,住民への情報開示には慎重であるべきと考えます。

また,再発防止策として,欧米諸国では,性犯罪や殺人,薬物依存者らを対象に, 服役中に社会復帰プログラムがあり,効果を上げています。我が国としても性犯罪 者への矯正教育に力を入れるべきだと考えます。

内閣総理大臣(小泉純一郎君) (略) 性犯罪対策ですが,性犯罪者の住所に係る情報については,犯罪の防止と取り締まりを担当する警察当局において,再犯防止などの目的で有効に活用できる仕組みを確立すべきであると考えます。他方,これを地域住民に公開することについては,出所者,同居の家族などの人権及び社会復帰への影響などの問題があることから,慎重に検討すべきものと考えます。

刑務所における性犯罪者に対する矯正教育を充実するため,有識者の意見も聞きながら,行動科学や心理学などの知見を導入した体系的な処遇プログラムを研究, 実施してまいりたいと考えております。また,受刑者に改善指導を受けることを義 務づける法制度を整備してまいります。

【平成17年2月7日 衆・予算委員会 「平成17年度一般会計予算」等】

島聡委員 (略) 先週でございますが、<u>愛知県の安城市</u>というところで、11カ月のお子さんがショッピングセンターで遊んでいる間に殺害されたという事件がございました。この容疑者、犯人は、豊橋刑務所を仮出所したのが1月27日、保護観察中で更生保護施設に入所したけれども、数日後に行方がわからなくなって、その間に起きた事件でございました。

このショッピングセンターは,実は私ども,よく買い物に行く場所でございます。本当に普通の明るいショッピングセンターであります。この青山さんとおっしゃる方ですが,青山翔馬ちゃん,11カ月でお亡くなりになったんですが,その方のお父さんは,私の秘書をやっていて今市会議員をやっている人間の同級生でございます。

そういう中で、法務大臣に質問を申し上げますが、法務大臣は、1月19日、奈良市の女児誘拐殺人事件を受けまして、保護観察を強化するということを1月16日に言っておられた。ところが、こういう事件が起きてしまったんです。これについてどう考え、今後どう対処するか、お答えいただきたいと思います。

南野国務大臣 お答え申し上げます。

先生の御友人であったということもありますが,まだお誕生日を迎えていない, お誕生日を目の前にしてお亡くなりになった,本当に私としても大変なショックで ございました。また,御遺族の方々にも,本当に無念さがひしひしと伝わってくる ように思っております。本当に御冥福を祈ると同時に,御家族の方々に対しても, 本当に哀悼の意をささげたいと思っております。

今先生お尋ねの,再犯防止のための矯正教育や保護観察のプログラムがどのようになっているかというお尋ねでございますが,刑務所におきましては,受刑者の罪名,犯罪に至る原因となった性格,行動傾向等に着目しまして,同じ類型に属する者を小集団に,小さな集団に編成して行う処遇類型別指導というのをいたしております。そういう意味では,覚せい剤乱用防止の教育,または,お酒に対してでございますが,酒害の教育,交通安全教育,暴力団離脱指導,さらには性犯罪被害を含めまして,被害者の視点を取り入れた教育などを行っております。

保護観察におきましては、引受人のいない仮出獄者に対しまして、更生保護施設で保護し、飲酒をやめさせるための指導や生活の安定のための就労指導なども行っております。

今,処遇類型別指導というふうに申し上げましたが,これは,グループの人数,大体10数名で少数のグループに分けて,行刑施設の教育担当職員または外部講師などによりまして,講話とか討議,グループカウンセリング,課題作文などを書かせており,その他のカリキュラムで,大体1回60分程度の指導ということを数回行って1コースといたしております。

再犯の防止のために、今後の問題点についてお尋ねがございました。

現在,法務省におきましては,立案作業を進めている法案において,受刑者全般に対して,その者にふさわしい矯正処遇を受けることを義務づけることと考えております。今までは任意でございましたが,義務づける。

また,処遇類型別指導の充実強化につきましては,薬物犯罪者に対する教育処遇や被害者の視点を取り入れた教育について,昨年外部の有識者の方々とともに研究会を開催し,現在標準的なプログラムの策定に向けて取り組んでおります。また,性犯罪の再犯防止プログラムについても,外部の有識者の意見をお聞きしながら,効果的な教育プログラムを整備してまいりたいと考えております。

保護観察におきましては,従来から,覚せい剤事犯対象者や問題飲酒対象者など,保護観察対象者をその問題,特性に応じて類型化し,それぞれの処遇プログラムを実施しておりますが,今後とも,性犯罪者に対するプログラムなど,対象者の問題,特性に応じた処遇プログラムの研究開発に努めてまいりたいと思います。以上でございます。

【平成17年2月15日 衆·予算委員会 「平成17年度一般会計予算」等】

生方幸夫委員 (略) それでは,法務大臣にお伺いしたいと思いますが,<u>愛知</u> <u>県の安城市の事件</u>ですね。あの事件,赤ちゃんが殺されてしまったという事件です が,あれは,仮釈放された後,更生施設に入っていて,そこからいなくなって犯行 に及んだというふうに聞いておりますが,仮釈放中で更生施設に入った人について, これが行方不明になったときはどういう措置をとらなければいけないということに なっているのでございましょうか。

麻生政府参考人 お答えいたします。

仮出獄者が更生保護施設に入りまして所在不明になった場合につきましては,当該更生保護施設で所在を捜すわけでございます。その施設におりましたほかの収容者から事情を聞いたり,あるいは所持品がないかというようなことを聞いて所在を捜します。それから,所在不明になりましたことにつきましては,所管の保護観察所に連絡をいたします。保護観察所では,本人の身上関係の記録を持っておりますので,本人の立ち回り先等を調査して所在を捜すように努めております。その結果,どうもわからないということでありますれば,保護観察の停止という措置をとることになっております。

以上でございます。

生方委員 今回のケースはどういうふうになっていたんですか。

麻生政府参考人 今回のケースにつきましても,先ほど御説明しましたような当該保護施設内での調査をいたしまして,保護観察所に連絡をいたしました。保護観察所では,本人の身上関係について調査したわけでありますが,あいにく本人の両親が亡くなっているというような事情もございまして,所在がつかめないままになっておりました。それで,保護観察の停止処分の手続をとりかけたところでございました。

なお,警察等への連絡は行っておりません。

生方委員 これは、保護観察の停止処分がとられると、もう一回収監をするということになるんですか。

麻生政府参考人 保護観察の停止処分と申しますのは、保護観察期間の進行を停止する。つまり、それをとめませんと、保護観察期間の経過によって保護観察期間が終了いたします。そうしますと刑の執行を受け終わったのと同じことになりますので、その効果をとめるという効果がございます。それとは別に、保護観察の取り消しという制度がございまして、これをいたしますと、再度収監をするということになるわけでございます。今回は、前段の方の措置をとったということでございます。

生方委員 この方の場合は、今おっしゃったように両親がいなくて、出てきたときは所持金が1万円しかなかったというようなことも報じられております。それで、再犯だったわけですね。

「再入受刑者の再入状況」という資料をいただきましたが、これを見ますと、結局、出所人員が平成4年で見ますと2万2131人で、再入所人員が1万1486人、51.9%の方が再犯をしてまた刑務所に入っている。この数字はずっと変わらずに、平成13年は8460人になっているんですけれども、これは年数がまだ

余りたっていないからということでございまして,年数がたてばいずれみんな50%程度にはなってしまうのではないか。

再犯率,再犯じゃないんですね,再入所ですから,もう一回有罪になって有期刑を食らったというのが50%を超えているというのは,幾ら何でもこれは高過ぎるのではないか,やはりこれは何とかしなければいけないのではないかなというふうに思うんですが,これは法務大臣,いかがでございましょうか。

南野国務大臣 お答え申し上げます。

本当に,再犯率が多いということについては大変考慮しなければならないと思っております。

受刑者の方の中には、覚せい剤犯罪また暴力団関係など、社会復帰の妨げとなる深刻な要因を抱えている方もおられます。こうした受刑者の再犯防止につきましては社会全体で取り組むべき問題ではありますけれども、再入所者の実情について、これでよいと思っているわけではございません。法務省におきましては、現在立案作業を進めている法案におきまして、受刑者全般に対し、その者にふさわしい矯正処遇を受けることを義務づけていくということを考えております。

また,処遇類型別指導の充実強化につきましては,薬物事犯者に対する教育処遇や被害者の視点を取り入れた教育,それにつきまして,昨年外部の有識者の方々とも研究会を開催しながら,現在標準的なプログラムの策定に向けて取り組んでいるところでございますが,性犯罪者の再犯防止プログラムにつきましても,今後,外部の有識者の意見をお聞きしながら効果的な教育方法を検討してまいりたいというふうに思っております。

また、保護観察は、保護観察に付されている者に対して遵守事項を遵守するように指導監督いたしておりますし、その者に本来自助の責任があることを認めてこれを補導援護することによってその改善及び更生を図ることを目的としている制度でもございますので、再入所率を下げる上では、保護観察制度が果たしている役割は極めて重要であると考えております。このような保護観察制度を充実させていくためには、更生保護施設など寄住先におきます生活の定着を図り、自立準備を進めるための指導、援助を一層徹底するとともに、そのための専門的処遇プログラムを充実させることが必要であります。

今回,愛知県内で起きた不幸な事件を受けまして,国民の間には不安が高まっているものと存じておりますので,これを真摯に受けとめながら,ただいま述べましたような施策を現実に施行できるように努力してまいりたいと思っております。

【平成17年2月23日 衆・内閣委員会 「国民生活の安定及び向上に関する件」 等】

田端正広委員 それからもう一つ,ことしに入って不幸な事件は,<u>奈良市の女子</u>

<u>誘拐殺人事件</u>というのが大変なショックを与えたわけでありますが,実はこの容疑者が過去2回強制わいせつ罪で逮捕されている,こういうこともわかりました。

そして,これがきっかけになって,法務省と警察庁との間で,性犯罪に関する前歴のある容疑者に関しての居住情報というものを警察にも提供するということが法務省で決められたようでありますけれども,そういうことを議論している間に,つい先日,愛知県の安城市での乳幼児の刺殺事件があったわけでありますが,この容疑者もまた,保護観察中の仮出所している人間であった,こういうこともわかったわけであります。

それで、こういう性犯罪とか、あるいは放火とか薬物とか、あるいは暴力犯とか、何というんですか、人間の習性として繰り返す、そういう犯罪というのがあろうかと思います。こういうことについて、プライバシーの問題もあることはあるんですが、しかし、やはりその後のこともきちっとフォローしていくという、そこのところはもう大変大事な問題だと思うんですけれども、この点については、今どういうふうにお考えになっているんでしょうか。

村田国務大臣 その問題についても、先生が御指摘になられたような再犯の可能性の高いものも含めまして、今先生が御指摘になった犯罪のほかに、常習窃盗というのもつけ加えられるかと思いますが、そういうことについて、法務省等も含めまして、犯罪者の人権問題とか社会復帰についての影響等も考えつつ、今、相談をしているところでございます。

特に、性犯罪者のうち、子供に対する性犯罪者の問題につきましては、これが議論が先行いたしましたので、ほぼ法務省とまとまりつつあるというふうに考えておりますが、出所情報、あるいは居所の情報について、今の体制、法律の体系の中でもできる情報について、可能な限り警察としてもフォローしていきたい、こういうふうに考えております。

なお,それ以外の犯罪につきましては,警察の犯罪捜査あるいは再犯の防止,そうした犯罪の未然防止に有益であるかどうかということを踏まえつつ,今後とも協議をしていきたいと考えております。

【平成17年2月23日 衆・法務委員会 法務行政等に関する一般質疑】

松島みどり委員 自民党を代表して質問させていただきます。

大臣の所信表明の中で,私は非常に共感したところがございます。それは,今, 国民が最も強く望んでいることは,安心・安全な日本を回復することですというく だりでございます。私自身,昨年秋は犯罪被害者を救済するための議員立法に取り 組みまして,ことしは,犯罪を起こさせない,未然に防ぐということが自分にとっ てのテーマでございます。

その中で,大臣が言われたことの中で,言葉として言いますと,子供を安心して

学校に通わせるということや、女性や老人が夜道を安心して歩くことができるということ、そしてさらに、幼い子供が被害に遭うような痛ましい事件を少しでも減らすというそのお言葉に、もうそのとおりだと思っている次第でございます。

そこで,まず,子供を対象にした二つの不幸な事件を例にとり,質問させていた だきたいと思っております。

一つは、<u>仮出獄中の男が愛知県安城市</u>のスーパーで生後11カ月の男の子を母親の前で惨殺した事件でございます。この事件については、本当に母親の目の前の出来事で、この若いお母さんは、お母さんがかばい切ることなんか絶対できなかった事件であるにもかかわらず、これからずっと、なぜあの子をあのとき救えなかったかという思いにさいなまれながら彼女はこれからの日々を送るんじゃないかと本当に気の毒に思います。

そしてもう一つは、<u>奈良県で小学校1年生の女の子を強制わいせつ</u>の目的で連れ去り、そして殺害した、昨年末に逮捕されてよかったんですけれども、この犯人は、二度逮捕されて、そして二度目はこれも強制わいせつ目的で幼い女の子の首を絞めて、気づいた人がいたからよかったけれども、殺人未遂でしたけれども、気づかなければ殺人に至ったでしょう、その事件で実刑判決を受けた、そういう歴史を、そういう経験を持つ犯人でございました。

この2つについて例を引きたいと思います。

愛知県安城市のスーパーの事件では,この犯人は刑務所を仮出獄,仮出獄というのは模範囚として仮出獄するわけですけれども,そして仮出獄して更生保護施設に入ってから3日で行方不明になった,そして間もなく起こした事件でございました。保護司の方々とか更生保護施設というのは民間の方がボランティアでやっていらっしゃる。こういう出てきた人をずっと閉じ込めておくということは無理なことでございます。もちろん,そこを足場にして職探しにも出かけるわけですから,無理なことです。

しかしながら,今,こういう<u>仮出獄をして所在がわからなくなっているという人</u>は全国でどれぐらいいるのかということが一点,質問です。

もう一つは,こういう場合,皆さん方だけで,保護観察所の方だけで調べるというのは無理でございますから,警察に依頼して指名手配などをして捜索をすべきではないかということが2つ目の質問。

そして3つ目の質問は、所在を明らかにするという約束で仮出獄していても行方不明になることが間々ある。こうした場合も、見つかったら、また刑務所に入れられて残りの期間を刑務所で過ごさなければいけないだけでありまして、追加的な刑は発生しません。一方、刑務所に入っているとき脱獄事件を起こすと、脱獄というのは逃走罪として、単なる脱獄で1年以下の懲役、これが刑務官などに暴行して脱獄したということだったら5年以下の懲役となります。このアンバランスというもの、私はちょっとアンバランスだと思うんですけれども、どのようにお考えになる

か,伺いたいと思います。

南野国務大臣 本当に、先生がおっしゃいました殺人事件、いろいろございますけれども、特に子供の痛ましい件につきましては、本当に涙することがございます。しかも、誕生日を3日前に控えてあのようなことになるというのは、本人もそうですけれども、母親、父親、両親の気持ち、また周りの気持ちはいかばかりかな、そのように思っております。同じ気持ちを持ちながらこの問題を解決していかなければならないということでございます。

仮出獄中の問題でございます。所在が不明となって保護観察の停止の措置をとられている人は、平成17年1月末現在の仮集計でありますけれども、640名あります。従来から、仮出獄中の者が所在不明になった場合には、保護観察所で家族や知人等の立ち回り先について継続的に調査するなど所在調査に努めてまいりましたけれども、今後は、あらかじめ仮出獄者の家族や交友関係等をさらに詳細に把握するなどして、本人が住所不明に陥った場合に、一層迅速かつ充実した調査を徹底して行わせたいと考えております。

また,所在不明の仮出獄者の所在調査をより一層強化するためには,保護観察所から警察に協力を要請することとします。その具体的な方法を定めるため,今,実務担当者レベルで協議を開始いたしており,これを早急に結論を出させたいというふうに思っております。

それから,もう一つの質問でございますが,刑のアンバランスということもございます。逃走の罪は,拘禁された者が暴行等の手段により逃走する行為を国家の拘禁作用を侵害するものとして処罰するという一つの決めがございます。これに対しまして,仮出獄制度は,刑期の途中で仮に出獄を許した上,仮出獄者が遵守すべき事項を遵守しなかったなどの事情があれば,これを取り消して残刑を執行するという制度でありますために,このような制度の性質上,一定の住居に居住する等の遵守事項違反につきましては,仮出獄の取り消しとは別に犯罪を構成するということは難しいという判断になっているところでございます。

そういう今の取り決めがございますことを御報告しておきたいと思います。

松島委員 国家の拘禁に対する反逆という大変厳しい表現があったんですが、それと、もちろん法令遵守のルールを守らない、決めて、こういうお約束で外へ出してあげたのに守らないというのは、これは国家の拘禁に対する犯罪でないにしてもやはりかなりまずいことで、追加の罰則があるのが普通じゃないかと私は考えますが、ぜひ今後検討していただきたいと思っております。

次に,奈良の事件でございます。性犯罪の中でも小児性愛という特殊な,特別な犯罪でございます。

この小児性愛の問題に関しては,今既にその対策として,法務省として,私が知り得ている範囲では二つのことをやっていただいているようでございます。出所後の帰住先,帰っていく先を警察に連絡するということ,もう一つは,この国会でま

た議論されます監獄法の改正,まあ,今どき監獄法という名前が残っていたのが不 思議なぐらいでございますが,刑事施設法ということに変える,そしてその中身も 改正する中で,今までは希望者だけが受ける,希望すれば受けることができた矯正, 教育プログラムを性犯罪などについては必ずやらなきゃいけないという義務にする ということを伺っております。

これは二つとも,もちろん私は評価させていただきます。しかし,それを評価した上で質問がございます。

1点目。先ほど、帰住先を警察に知らせるための協議を進めているようでございますが、帰住先といっても、一度帰った後、もちろんずっとそこにいるかどうかわからない。それで、その後、その元受刑者、小児性愛など特定の性犯罪によって刑務所に入っていた元受刑者が出所した後、住所を移した場合にも地元警察などに報告をさせる義務を課すことはできないでしょうか。

例えば,今実際にある法律で,犯罪者予防更生法という名前の法律がございます。この1章1条には,目的として,「犯罪予防の活動を助長し,もつて,社会を保護し,」という言葉がございます。犯罪を予防する,そしてそれによって社会を保護する,この観点に立ちましたら,この趣旨を生かしましたら,例えばこの法律の改正によってもこういう報告義務を加えることはできるのではないかと私考えますが,いかがでございましょうか。

南野国務大臣 先生の御疑問,本当にそうだなというふうに思いますが,刑事責任を果たし終えた,刑務所を満期出所した人に対しては,出所後の住所を地元警察署などに届ける義務を課すことについては法律で規定する必要がある,これは考えておりますが,その場合,このような義務を課すことが正当化される理由,また届け出の実効性を担保するための方策,届け出義務の期間をどうするか等の問題につきましては慎重な検討が必要であるというふうに思っております。

なお、犯罪者予防更生法、先生が今お話しになられました、犯罪をした者の改善及び更生を助け、恩赦の適正な運用を図り、仮釈放その他の関係事項の管理について公正妥当な制度を定め、犯罪予防の活動を助長して、もって社会を保護し、個人及び公共の福祉を増進すること、それを目的としておりますけれども、ここで言う犯罪予防の活動の助長というのは、犯罪の予防を目的とする地方の住民の活動を助長することなどを意味しておりますので、この法律で刑務所を出所した者に対して出所後の住居を警察に届け出させるという義務を課すことは難しいのではないかなと。今の枠でございます。

松島委員 追加質問でなく,それについて感想だけ申し上げさせていただきたい と思います。

役所の縦割り行政の中で,例えば法務省の保護局の法律であるという意識があるとしたら,それは私はおかしいと思っております。社会が,住民が,国民が安全で安心な暮らしを送る,これが第一義でございまして,そういう観点に立って,どの

法律はこのためだからなどということを言わないで,まあ,別の立法でもやっていただければやればいいとは思っておりますが,感想でございます。

このたび,今もお話の中に,刑期を終えた者についての対応というのはというくだりがございました。それについての質問でございます。

今後,監獄法を改正して,先ほど申しましたように,刑務所で性犯罪者などに適切な教育がなされたとします。この教育も,これからどういう教育がふさわしいのか,今までやってこなかったことをプログラムを組むわけですから,非常に難しいことだとは思います。

しかしながら、これをきちっとやったとしても、ほかの犯罪と違って性犯罪という特殊な犯罪、特に小児性愛という問題については、専門家の中にも、例えば精神科医やあるいは心理学者など専門家の中にも完全に治すことは難しいという見方もございます。決められた刑期の中で教育をした、その教育をする側が、この受刑者は完全に治っていないかもしれない、また社会に出たときに同じ犯罪を犯すおそれがあると心配することはあり得ると思います。

刑期というのは、何年間、とにかく刑務所へ入っている、拘束するということを 定めているわけですが、その間にそういう癖というか病気というかが治るとは限ら ない。そうした場合に、そのまま刑務所を出すのか、そして晴れて天下で自由に行 動させるのか。私は、非常に怖いことだと思っております。

そこで,質問でございます。

<u>刑期満了後の保安処分、保護観察処分</u>というものがとれないか。例えば、外国に例を引きますと、ドイツのように、刑期満了後も必要ならば、この必要というのはだれが判断するのかはこれからまたの話でございますが、必要ならば精神病院に入院させるなどの措置をとることはできないのかということが一点。

そしてまた、ついでに外国の例を引きますと、アメリカ式の情報公開。アメリカもいろんなレベルに合わせて、一番情報公開する場合はホームページで地域の人も見ることができるようになっているようでございますが、そういった情報公開。あるいはイギリス式の、GPSというのを用いて、警察による監視システム。こういう元受刑者は子供たちがいる学校や公園の近くに寄ってはいけない、そうした場合にはセンサーが働いてブザーが鳴って逮捕されるというような、そういうことを考えるかどうか。

ここまで一挙に行けないとしたら、まず第一歩として刑期満了後、保護観察といっても、これは一般的な保護観察官なりあるいは保護司なりでは対応し切れない問題がございますから、刑務所を出た後も、例えば精神科医の治療を受ける義務、あるいは心理学の面でのカウンセリングを受ける義務を課して、その義務に違反した場合には、これは処罰の対象となるというようなことを規定する、そういった方向のお考えがあるかどうか、こういうことについて伺いたいと思います。

南野国務大臣 本当に,先生の御心配,そのとおりだと思いますが,御指摘のよ

うな意見があることは承知いたしております。

性犯罪者に関して、刑期を終了した人に対しては、保護観察を続けたり、先生がおっしゃった、発信装置を取りつける、そういうことをしながら監督を続けることや、または住所情報を公開することにつきましては、これらの者の社会復帰のための努力を阻害するおそれがあるのではないかという声もまたございます。出所者や家族の生活にも悪影響を及ぼすのではないか。さまざまな問題がありますことから、慎重に検討をしてまいるべきものと思っております。

いずれにいたしましても、性犯罪者による再犯を防止する、これは喫緊の課題であるうかと思っておりますので、関係機関とも協議しながら多角的な施策を実施する必要があると思っておりますので、先生のお考え、これも一考させていただきたいと思っております。

【平成17年3月7日 参・予算委員会 「平成17年度一般会計予算」等】

小林正夫君 (略) 先週の土曜日の読売新聞の記事に,<u>更生保護施設の過半数が性犯罪者の再犯罪前歴者を拒否</u>という記事が出ておりました。その調査によりますと,今回の調査は男性を受け入れている全94施設を対象に調査をしたところ88の施設から回答があり,性犯罪前歴者を受け入れていないとしたのは53施設で,回答した施設の6割を占めるとありました。そういう方を入居拒否している理由としては,更生の難しい性犯罪と一般刑法犯の前歴者を同時には扱えない,2つ目としては,性犯罪は犯罪そのものが目的で,刑務所での矯正は困難,入所中に事件を起こされたら地域から非難され,施設の存続が危うくなる,こういう記事が出ておりました。

私は,更生保護施設は頑張って今日までこういう方が本当に更生するようにやっているんだと思うんです。政府が,再犯に向けた支援体制が今まで私は不十分だった,この表れじゃないかというふうに思うんです。政府は,再犯に向けた支援体制,また更生保護施設の今のような実態をとらえて,どのような対策,どのようにこれから進めていくのか,大臣の考え方をお聞きしたいと思います。

国務大臣(南野知惠子君) 本当に先生の御心配,共有できるものかなというふうに思っておりますが,私は先日,更生保護施設を訪問して拝見してまいりました。誠に御苦労の多い大変な作業に従事しておられる,もうそれに敬服するというところはございました。

更生保護施設といいますと、地域の理解と協力の下にすべて民間法人が運営していただいております。性犯罪者に対する地域社会の厳しい感情、それを配慮をしながらしていかなければならないということに、職員全体が必ずしも十全ではない、そういったことも、職員体制がですね、必ずしも十分でないなどから性犯罪者の受入れに消極的になっている面があった。これはもう事実であり、実情も察知できる

ことかなというふうに思っておりますが,先般,性犯罪者に対する多角的な調査研究,それから受刑中及び保護観察中の処遇プログラム策定等,緊急的対策の実施を 決定いたしました。これを迅速確実に推進することが重要なことであると認識いた しております。

各更生保護施設を所管している保護観察所では,入所者に対する保護措置や処遇 方法などにつきまして常時更生保護施設と協議を行っているところであり,今後と も様々な形での支援を強化してまいりたいと,努力していきたいと思っております。

【平成17年3月10日 参・法務委員会 法務行政等に関する一般質疑】

松村龍二君 次に,<u>奈良や安城の事件を契機に法務省では再犯防止のための今後</u>の取組を決めたと聞いておりますが,その内容について法務大臣にお伺いいたします。

国務大臣(南野知惠子君) 奈良や安城の件についてのお尋ねでございますが、 昨今,幼い子供たちが被害に遭うような痛ましい犯罪が発生しており,御指摘のと おり,法務省といたしましては,国民の皆様の不安な気持ちを受け止めながら,そ ういう痛ましい事件を少しでも減らしていけるようにという緊急に取り得る対策と して次の施策を実施するということにいたしました。

第1に,性犯罪者に対する適切な対策を講じるための基礎といたしまして,性犯罪者の実態,再犯の状況などに関するデータを把握し,多角的な検討を進めてまいります。

第2には,具体的な施策でございますが,これには3本の柱を立てております。

1つ目は,犯罪者に対する処遇の充実強化であります。まず,精神医学,心理学等の専門家の協力を得まして,施設内処遇,社会内処遇両面における科学的,体系的な犯罪防止プログラムを策定するほか,行刑施設におきましては心理技官を活用するとともに,民間カウンセラーの導入,それを行うなど,処遇方法,処遇体制を整備してまいりたいと思っております。

また,受刑者につきましては,近く提出を予定しております法案におきまして, その者にふさわしい矯正処遇を受けることを義務付けます。保護観察対象者として も教育処遇を受けることを遵守事項として定める運用を進めてまいりたいと思って おります。

2つ目は,犯罪者の社会復帰を円滑に実現するための支援体制の強化でございます。勤労の意欲のある者に職を提供するため,国民の皆様の御理解と御協力をいただきまして,犯罪者の更生に協力していただける雇用主をより多く確保する仕組みを強めてまいりたいと思っております。

3つ目は,犯罪の取締りを実効的に行うための情報の共有でございます。当省が有している情報でこれに役立つものについては,犯罪者の改善更生にも配慮をしつ

つ,関係当局に積極的に提供してまいりたいと,そのように思っております。

松村龍二君 最近何か特にこのような性犯罪者の事件が多くなったようなイメージを持つわけですが、戦後しばらくのころに、関東周辺におきまして強姦殺人事件を繰り返す、大久保と言いましたか、大久保事件というのがございましたが、何10年かに1回そういう記憶が残っているわけですけれども。一方、アメリカにおいては、よく火曜日とか木曜日等のテレビ番組で一時間のドキュメンタリー番組がありまして、私もよく見ているわけですけれども、そういう中において、何十人を殺すと。アメリカは国が大きいのであっちこっちとやりますとなかなか犯人が特定できないというふうなこと、しかし、同じ手口で若い女の子をさらっては殺すというような残虐な事件が非常に多く発生すると。

これには私なりに観察,想像しますと,日本の住宅事情も変わってきた。昔は,日本は日本家屋に家族みんなで住んでいますと,めったなことができないという家族の監視があったかと思いますが,住宅が孤立して核家族というようなことになってきますとアメリカ的な犯罪ができるようになるというようなことも数々ある原因の中の一つかなとも思うわけですが,このような性犯罪者の矯正処遇というのは並大抵のことではないというふうに思いますが,特に性犯罪者の再犯防止について,行刑施設における矯正教育のプログラムの現状はどうなっているのか。また,今後効果のある新たな教育プログラムは具体的にどのようなことを重視して作成するつもりなのか,法務大臣にお伺いいたします。

国務大臣(南野知惠子君) 性犯罪者の受刑に対しましては,受刑者に対しまして,これまで一部の行刑施設におきまして性犯罪防止に関する処遇類型別指導を実施しておりましたが,指導を受けた受刑者が少ないということもございます。また,統一的,標準的なプログラムが存在していないなど,十分とは言い難い点があったのかなと思っております。

今後,近く提出を予定しております法案におきましては,受刑者全般に対しまして,その者にふさわしい矯正処遇を受けることを義務付けるということにいたしたいと思っております。

そのほか,性犯罪者の再犯防止プログラムにつきましても,先ほど申しましたとおり精神医学,心理学等の精神科の協力をいただきまして,矯正処遇及び保護観察処遇の両面で科学的,体系的な教育方法を策定していくよう,今鋭意努力しているところでございます。

松村龍二君 法務省では仮出獄した性犯罪者に対する保護観察を強化するとのことでありますが、その内容について法務当局にお伺いいたします。

政府参考人(麻生光洋君) お答えいたします。

刑務所から仮出獄いたしました者に対しましては,保護観察官と保護司で保護観察の処遇を行っております。そこで,今回お尋ねの性犯罪者の仮出獄者につきましては,その者の再犯を防止するとの観点から,処遇を強化する必要があるものと考

えております。

そこで、保護観察官による直接の面接指導や家庭訪問を積極化するなど、より専門的な知識を持っております保護観察官の直接的関与を強化していくことといたしました。また、保護観察を担当いたします保護観察官及び保護司に対する性犯罪者処遇に関する研修を充実させることといたしております。

また,先ほど概要を大臣の方から御答弁申し上げましたけれども,平成17年度中をめどに,矯正,保護両面で科学的,体系的な性犯罪の再犯防止プログラムを策定することといたしておりまして,性犯罪仮出獄者等がふさわしい教育処遇を受けることを遵守事項として定め,これを守るよう指導することといたしております。

これらの方策を講じることによりまして、性犯罪者に対する保護観察の充実強化に努めてまいる所存でございます。

松村龍二君 保護観察の充実強化を図るために<u>保護司活動の基盤整備</u>が必要であると思いますが,これは昨年のこの法務委員会においてもいろんな,各党の委員の方々から保護司に対する施策を強めてくれと,そうしなければ,今どき全くのボランティアで,しかも気苦労,危険も伴うような保護司というのは,ただでさえ高齢化してて,少なくなるよということを繰り返し申し上げたわけですが,余り真剣に取り組んでいただかなかったような感じもいたします。

今年,昨年も委員会の視察等がございまして,保護司の方にお会いしたときにも, 我々政治家は一生懸命この保護司に力を入れるからという約束がほごになったよう な感じをいたしまして,昨年は,恐らく法務当局としますと,まあ刑務所を増設し ないといかぬというふうなことで頭が一杯。財務省に対して新たなその予算要求を するというだけの気力,余力がなかったというふうに見ているわけですけれども。

これだけ保護司活動が大切であると、また世界に冠たるこのような善意に基づく制度をしっかり整備する必要があると思うわけですが、昨年に比較いたしまして今年の予算がどれだけ増えたのかということを含めまして、この保護司活動の基盤強化について法務大臣にお伺いいたします。

国務大臣(南野知惠子君) 本当に保護司の方々には大変なお力をいただいていることをまず感謝したいというふうに思っております。

近時,保護観察事件が本当に複雑それから多様化するというところで,地域社会の変動や国民の意識の変化などを受けまして,保護観察の実施に当たる保護司の活動はこれまでよりも困難になってきているのかなと,そのことを痛感いたしておりますが,保護司活動の基盤強化を図るためには,保護司に一人でも多くの適任者を確保すること,保護司の能力の向上を図ることが何よりも重要な課題でもあろうかなと認識いたしております。

まず、保護司適任者の確保につきましてはますます困難になっている実情にありますことから、各界各層から保護司の適任者を得るため、地域社会と連携して、保護司にふさわしい候補者を開拓する方策の実施を検討してまいりたいと考えており

ます。

保護司の能力向上につきましては、保護観察処遇に必要な知識、技術を身に付けていただくための保護司研修を一層強化することといたしております。平成17年度予算案においても、実費弁償金の充実など、保護司活動に対する支援の強化に努めているところでございます。

なお,予算につきましては当局から説明させていただきますが,よろしいでしょ うか。お願いいたします。

政府参考人(麻生光洋君) 予算の方につきまして事務当局から説明させていた だきます。

最近の犯罪情勢等の悪化によりまして,保護観察事件及び環境調整事件の数等が増加いたしますとともに,保護司が行う処遇活動が困難化している状況にございます。

このようなことを踏まえまして、保護司の処遇活動の基盤を強化するため、平成17年度予算におきましては、予算案におきましては、事件数の増加を踏まえ、踏まえ、補導費、環境調整費及び保護観察所等出頭実費を見直しいたしましたほか、保護司の処遇能力向上のため保護司研修の充実等を図ることといたしまして、保護司実費弁償金に対前年度1億4300万円増の40億3千万円を計上させていただいております。

松村龍二君 新たな保護司を募集するというようなことにつきまして,政府広報をそれこそ使うとか,今までと違った手法で国民に訴えるというようなことも是非工夫をしていただきたい。

また、保護観察対象者の改善更生つきまして、就労の確保が重要であるということで、就労支援策について力を入れるとお話がありましたけれども、ただでさえ普通の国民でも就労することが難しいと、不景気といいましょうか、厳しい中において、こういう方に就労を支援するといっても、口で言うのは簡単ですがなかなか難しいと思いますけれども、せっかくその所信を述べられたわけですから、また来年どうなったかお伺いいたしたいというふうに思います。

次,<u>性犯罪者の調査</u>についてお伺いするわけですが,法務総合研究所は,今後, 性犯罪者に対してどのような調査研究を実施するつもりか,また性犯罪者に関する 調査研究はいつまでに行うつもりか,お伺いします。

大臣政務官(富田茂之君) 性犯罪者の実情を多角的に把握するために,性犯罪受刑者の実態に関する調査,性犯罪者の釈放後の再犯の有無等に関する調査,保護観察類型別処遇における性犯罪等対象者に関する調査を行い,また性犯罪者を対象とする処遇プログラムについての海外調査を実施する予定でございます。

期間でございますが,海外調査以外のものにつきましてはおおむね1年を目途に 関係各局で調整を図りながら進めてまいりたいと考えております。 木庭健太郎君 (略) 例の<u>安城市の乳幼児の刺殺事件</u>ですか,これは容疑者が 仮出所直後の犯行ということで世間に強い衝撃を与えたわけでございますが,この 容疑者の場合,刑務所内では模範囚であるというような報道もあっておりました。

一般的で結構でございますが,この<u>仮出所</u>の判断においてはどのようなことを考慮されるのか,伺いたいと思います。

政府参考人(麻生光洋君) お答えいたします。

仮出獄につきましては、刑法28条に規定がございまして、一定の刑期を経過した者につきまして、改悛の状があるときに行政官庁の処分によってこれを許すことができるとされております。

これを受けまして,犯罪者予防更生法におきまして,地方更生保護委員会が刑法 28条にいう行政官庁として仮出獄の許可をする権限を有しております。地方更生 保護委員会は,本人の人格,それから在監中,すなわち刑務所にいる間の行状,職 業の知識,それから入監前,すなわち刑務所に入る前の生活方法,家族関係,その 他の関係事項を調査して審理をいたしまして許否の決定をいたします。その際には 委員が本人に面接をすることになっております。

許可の基準といたしましては,仮釈放及び保護観察等に関する規則に規定がございまして,悔悟の情が認められること,更生の意欲が認められること,再犯のおそれがないと認められること及び社会の感情が仮出獄を是認すると認められること,これらを総合的に判断いたしまして,保護観察に付することが本人の改善更生のために相当であると認められるときに許可をするものとされております。

木庭健太郎君 この問題,大臣に御答弁をいただいておこうと思うんですけれども,結局,彼の,容疑者の場合はどうだったかというと,保護観察中と,それで更生保護会の施設から姿を消していると。ただ,同じように仮出所中にかなりの人数がこのように所在不明になっているということも報道でも見させていただきましたが,そういう状況もあると。

御存じのとおり、保護観察所がこういう人たちに所在を確認する責任があるとされているんですけれども、なかなかそれがきちんとできていない現状が今あるということでございまして、保護観察所においてどう取り組んでいくのかという問題が大きなテーマになっていると。

大臣は、ちょうど1か月前です、保護観察の実態を踏まえてきちんと見直しをということで指示を出されたのがちょうど1か月前でございますから、この1か月間 どういう状況になってきたのかということを伺っておきたいと思います。

国務大臣(南野知惠子君) 本当に一か月って早く過ぎてしまうものでございますが,鋭意努力いたしているところでございます。

仮出獄者の方が所在不明になった場合には、保護観察所において、親族、知人など本人が立ち回るであろう可能性がある場所を調査するなどいたしましてその所在を発見するように努めております。しかし、所在不明中の仮出獄者のここ数年の推

移を見ますと,その数は減少してきているわけでありますが,なお現在も六百名余 りの所在不明者がおります。

さらに、安城市で仮出獄者による大変痛ましい事件が起きました。国民の皆様が大きな不安を抱かれているものと思い、そのお気持ちから見ますと、なおなお努力すべき点があろうかと思っております。

そこで、このたび改めて対応策の検討を行い、今般、法務省における緊急的対策の一つとしまして、事務当局には立ち回り先に関する事前の情報収集の強化などによる迅速かつ充実した所在調査を徹底すること、警察への協力要請の在り方についてその具体的な方法等を協議することを指示したところでございます。これらの対策を着実に実施し、保護観察所における所在調査の充実強化に努めてまいりたいと考えております。

なお,所在調査の徹底に関しましては,その具体的方策について近日中に事務当局から全国の保護観察所に指示する予定であり,警察への協力要請につきましても,現在,事務当局におきましてその具体的な手続等についても警察庁と打合せを行っている段階でございます。

【平成17年3月17日 参・予算委員会 「平成17年度一般会計予算」等】

前川清成君 <u>三河安城市の氏家容疑者</u>なんですけれども,<u>仮出獄</u>直後の犯行だと, こういうふうに聞いております。いつ刑務所を出て,いつ事件を起こしたのか。これは大臣でなくて結構ですので,お答えいただけますでしょうか。

政府参考人(麻生光洋君) お答えいたします。

この被疑者につきましては,本年1月27日に刑務所を仮出獄いたしまして,2月4日に犯行を行っております。

前川清成君 この仮出獄というのがどのような制度で,どのような場合に認められるのか,お答えいただけますでしょうか。

政府参考人(麻生光洋君) 仮出獄につきましては,刑法28条に規定がございます。一定の刑期を経過した者につきまして,改悛の状があるときに行政官庁の処分によってこれを許すことができるとされております。

この行政官庁につきましては、犯罪予防者、犯罪者予防更生法の規定によりまして、地方更生保護委員会が仮出獄の許可等を行うこととされております。地方更生保護委員会におきましては、本人の人格、在監中、すなわち刑務所にいる間の行状、職業の知識、入監前、すなわち刑務所に入る前の生活方法、家族関係その他の関係事項を調査をいたしまして審理をし、許可するか否かの決定をいたしますが、その際には地方更生委員会、保護委員会の委員が本人に面接することになっております。

許可の基準につきましては,仮釈放及び保護観察等に関する規則に規定がございまして,悔悟の情が認められること,更生の意欲が認められること,再犯のおそれ

がないと認められること、社会の感情が仮出獄を是認すると認められることなどを 総合的に判断いたしまして、保護観察に付することが本人の改善更生のために相当 であると認められるときに仮出獄を許すものとされております。

前川清成君 今の御説明でありましたように,刑法28条のいう改悛の状には再犯のおそれがないということも判断基準になるということですが,この氏家容疑者がわずか8日後に殺人事件を起こしているんですが,この判断が間違っていたと,そういうことでしょうか。

政府参考人(麻生光洋君) 仮出獄の審理におきましては,先ほど御説明申し上げましたような手続を経まして,地方更生保護委員会におきまして仮出獄を許可するか否かを判断するわけでございます。

本件につきまして,刑務所からの仮出獄の申請書あるいは地方更生保護委員会の担当者が本人に面接をした結果などを踏まえまして,今回の決定を行ったものと承知しております。

前川清成君 そのような赤の他人みたいな発言をされると困るんです。

地方更生保護委員会って、これは法務省でしょう。違うんですか。

政府参考人(麻生光洋君) 法務省の機関でございます。

前川清成君 法務省として今回の仮出獄の決定は間違っていたと,こういうことですね。

政府参考人(麻生光洋君) 先ほど申しましたように,地方更生保護委員会におきましては,先ほど御説明しましたような手続を経まして判断をいたしましたわけでございますけれども,結果といたしましてこのような重大な事件が起こってしまったことにつきましては責任を感じております。

前川清成君 いや、結果としてじゃなくて、それじゃお聞きしますが、氏家容疑者についてはどのような判断から再犯のおそれがないと、こういう結論に至ったのか、そのプロセスを御説明ください。

政府参考人(麻生光洋君) 先ほど来御説明しておりますけれども,刑務所から 提出されました仮出獄の申請書に記載しております事項,それから委員が本人に面 接しましたときの本人の態度,これらを踏まえて,この者については先ほど申しま したような四つの条件が備わっておると考えて,仮出獄を認めたものと承知してお ります。

前川清成君 今のお答えでは全然分かりません。どういうような要素をしんしゃくして判断したんですかと、こう聞いてるんです。その点、詳しくここで聞かしてください。刑務所から出た書類には何が書いてあったのか。委員が面接したときに、どういうような情報を得て再犯のおそれがないというふうに判断したのか。一人の子供が死んでるんですから、もうちょっと真剣に答えてください。

政府参考人(麻生光洋君) 今,手元に具体的な記録を持っておりませんので, 恐縮でございますけれども。 刑務所からの仮出獄の申請書につきましては,矯正施設内におけます収容中の成績の推移でありますとか,それから本人の心身の状況でありますとか,帰住予定地でありますとか,釈放後の生活の計画をどういうふうにしているかとか,そういうような,そのようなことが記載されているわけでございます。このようなものに基づきまして,本人と面接をして判断をしたということでございます。

この者につきましては、本人の両親が既に亡くなっていたとか、あるいは兄弟と既にもう接触が絶たれているというような状況がございまして、本人が更生保護施設への帰住を希望いたしましたので更生保護施設との調整を行いまして、更生保護施設への入所が可能だということで、そういう結果に基づきまして、そこに収容してその生活保護施設の担当者が指導援護を行えば本人の立ち直りができるのではないか、このように考えて仮出獄の許可をしたものでございます。

前川清成君 これは事前に通告してますよ。どうして詳細にお答えにならないんですか。何か隠したい事情あるんですか。そんな一般論なんて全然聞いてないんですよ。一般論聞いたって同じことを繰り返さないための教訓にはならないんじゃないですか。更生保護施設に入れたらもう犯罪起こさないんですか。違うでしょう。なぜ具体的な事情,事前に通告しているにもかかわらずお答えにならないんですか。何か隠したいことがあるんですか。

政府参考人(麻生光洋君) 隠したいというふうなことは全くございません。私 としては誠実にお答えしているつもりでございます。

で、この者につきましては、まあ不幸にして今回のような事件を起こしてしまったわけでございますけれども、本人の前科の内容は、住居侵入、窃盗と、それから占有離脱物横領の事件でございました。で、刑務所内の成績につきましても特段の問題もないということで、就労の意欲もあると。それから、先ほど申しましたように、帰住先として更生保護施設が受入れを認めておると、こういうような状況から、今回のような凶悪事件をまさか起こすとは考えなかったと、こういうことでございます。

前川清成君 2月5日の毎日新聞によりますと,殺せというお告げを受けたんで殺したんだと,こういうふうに供述しているそうです。これが客観的な真実かどうか分かりませんが,新聞報道ではこういうふうになってます。

それで,この仮出獄のときに,例えば精神科医の診察を受けさせているのか,こ の点お伺いしたいと思います。

政府参考人(麻生光洋君) 委員会の審理の手続につきましては先ほど申しましたけれども,その際に,先ほど申しましたような刑務所からの仮出獄申請書の記載あるいは地方更生保護委員会の担当者の面接の結果等から,心身の状況についてなお調査の必要性があるんではないかと,こういうことが認められる場合がございます。で,その場合には,刑務所に,刑務所の医師の診断結果の説明を求めましたり,あるいは投薬状況を点検するなど,医学的な面からのより詳細な状況の把握に努め

ております。中には、地方更生保護委員会独自に精神鑑定を行う場合もあります。

本件につきましては,今申し上げましたような調査をいたし,の過程で,本人についてそういう精神的な問題があるというふうには認められませんでしたので,精神鑑定は行っておりません。

前川清成君 麻生さんは、その申請書の記載とか面接の結果とか、それ繰り返されるんだけれども、その中身を全然言及されないから分からないんですよ。申請書の記載がどうだから精神科医の診察受けなかったとおっしゃるんだったら、まず申請書の中身、どういうことが書いてあるのかをお聞かせいただかないと判断できないんじゃないですか。いかがですか。

政府参考人(麻生光洋君) 今,手元に持っておりませんので詳細なお答えはいたしかねますけれども,心身の,心身の状況につきましては特段,特段の問題はないというような記載であったと覚えております。

前川清成君 これも大臣でなくて結構ですが、保護観察というのはどういう制度なのか、氏家容疑者に関して保護観察というのは機能していたのかどうか、この点お伺いしたいと思います。

政府参考人(麻生光洋君) 保護観察でございますけれども,先ほど申しました 刑法28条によりまして仮出獄に付された者に対して,仮出獄の期間中行うことと されております。

この保護観察におきましては、保護観察に付されている者につきまして指導監督をいたしまして、その間、悪いことをしないように指導監督をすると。それから、本人に自助の責任があることを認めまして、これを補導援護することによりまして、その改善更生を図ることを目的としておるものでございます。

前川清成君 いや、そんな一般論はさっき聞いていないというふうに先ほど申し上げたでしょう。この氏家容疑者について保護観察は機能していたんですかという質問です。

仮出獄をさせた、保護観察を付けた、それなのにわずか8日後に人を殺してしまった。これについて法務省は全然反省しておられないんですか。反省しておられたならば、その点について具体的な検証もできているはずでしょう。違うんですか。

政府参考人(麻生光洋君) この者につきましては、先ほど申し上げましたように、1月27日に刑務所を出所、仮出獄いたしております。その際には、担当の保護観察官が刑務所に迎えに参りまして、対応する保護観察所に連れてまいりました。それから、それから本人が受けることとなります保護観察につきまして説明を行ったわけでございます。その後、本人が入ることになりました更生保護施設に連れてまいりまして、その更生保護施設における生活等について説明をいたしたと、こういうことでございます。

その仮出獄の翌日でございますけれども、本人の自立のためには何よりも職業を得ることが大事でございますので、その地域のハローワークに本人に行かせまして、

職業をまず見付けるようにという指導をしております。昨今のような経済情勢でございますので、なかなか仕事が見付からないということもございます。

この更生保護施設におきましては、雇用協力主と申しまして、こういう人たちの前歴があることを承知の上で雇用していただける方もおられますので、まずは本人が自分の努力によって仕事を見付けていただくと。で、どうしても見付からない場合には、そういう雇用協力主もいますよということの御説明を本人に対してしていたわけでございます。これが1月28日の金曜日でございます。

翌日は,1月29日の土曜日でございますので,これはハローワークの方はやっていないというふうに承知しております。

本人がいなくなったのは 1 月 3 0 日で , これは , 本人は買物をすると言って外に出ていって , それっきり帰ってこなかったという状況で , 今となっては不十分だとおしかりを受けるかもしれませんけれども , 出所後 , 保護観察官の担当者及び更生保護施設の担当者としてやるべきことはやっておったように思います。

前川清成君 大臣,今のお答えをお聞きになりました。1月27日に出所しましたと。28,29日は何かやったけれども,30日にいなくなりましたと。わずか2日でいなくなりましたと。それでやるべきことはやったんですか。大臣もそうお考えになっておられます。今の答えはむちゃむちゃやで,そんなもん。大臣,いかがですか。

国務大臣(南野知惠子君) 本当,先生おっしゃるように,本当にこういう問題点については心を尽くしていかなきゃならないと,十分考えております。

でも、出られるときの状態ということは、なかなか先が察知できなかったという問題点もございますが、そういうことについてはこれから重々改正していかなければならないと。そういう意味で、先ほど申し上げた今後の対策ということを考えさせていただいたわけですけれども、地方の更生保護委員会ではいろいろなことを考慮して今回のことについても決定をされたものだと思っております。

ただ,先生の御指摘の仮出獄中の出来事ということについては,なかなか定住先も定まらない,またそれを追跡していってもなかなか見付からない,そういう問題点についてはこれから十分に反省し,さらにこういう悲しい出来事がもう起こらないようにというふうに努力をしてまいりたいと思っております。

前川清成君 大臣,是非リーダーシップを発揮していただいて,役人は責任逃ればっかりにきゅうきゅうとしますから,この件についての責任を追及する以前に,再びこういうことを繰り返さないために制度をどう改善するか,そこに頭を使うべきであって,言い逃ればっかりにきゅうきゅうされるんだったら国会の審議なんて要らないんじゃないですか。違うんですか。

それで、もう麻生さんには答えてほしくないので私が言いますけれども、この仮 出獄が許されぬ、満期で出る場合というのもあるわけです。これは先ほど判断基準 おっしゃいましたけれども、例えば再犯のおそれがあるということになれば仮出獄 が許されません,満期で出所します。しかし,この場合,満期で出所した場合には保護観察が付かないんです。再犯のおそれがないというふうに法務省が判断した場合には保護観察が付く。再犯のおそれがある,だから満期で出た,保護観察が付かない。これ保護観察制度自体が余り機能していないんですが,それにしてもあべこべじゃないかなと。この点で制度の改革というのも必要じゃないのかな,こんなふうに思っているんですが,大臣,これ突然のことですので,お考えがあればで結構ですけれども,この辺についても抜本的な改革を御検討願えませんでしょうか。

【平成17年3月18日 参・法務委員会 「平成17年度一般会計予算」等】

吉田博美君 ところで、法務省では<u>仮出獄した性犯罪者に対する保護観察を強化</u>するとのことですが、その具体的な内容をお伺いいたします。

政府参考人(麻生光洋君) 仮出獄いたしました性犯罪者の再犯を防止するため,保護観察官による直接の面接指導や家庭訪問を積極化するなど保護観察官の直接的関与を強化していくことといたしましたほか,保護観察を担当する保護観察官及び保護司に対する性犯罪処遇に関する研修を充実させることといたしております。

また,先ほど矯正局長から答弁がありましたけれども,矯正,保護両面で科学的,体系的な性犯罪の再犯防止プログラムを策定することといたしておりまして,性犯罪仮出獄者等がふさわしいプログラムを受けることを遵守事項として定め,これを守るよう指導することといたしております。

これらの方策を講じることによりまして、性犯罪者に対する保護観察の充実強化に努めてまいる所存でございます。

吉田博美君 顔を見てゆっくりしゃべっていただいて結構ですから,その点,何 も怖くないですから,全然,よろしくお願いいたします。

新聞報道によりますと、民間施設では、更生保護施設は性犯罪前歴者の受入れに 慎重になっているとのことですが、国としてはどのように認識しておられるのでしょうか。

大臣政務官(富田茂之君) 委員御指摘のように,新聞報道でたしか一面トップに大きな記事として載っていたと思いますが,これは新聞社の方で独自の調査をされた結果を掲載されていたものだと思います。

更生保護施設は全国に101施設がございまして,地域の理解と協力の下にすべて民間法人が運営しております。性犯罪者に対する地域社会の厳しい感情に配慮しなければならないことや,職員体制が必ずしも十分でないことなどから,性犯罪者の受入れに慎重になっている面もあるのが実情ではないかと思われます。

先般,法務省としましては,性犯罪者に関する多角的な調査研究,受刑中及び保護観察中の処遇プログラムの策定等再犯防止のための緊急的対策の実施を決定したところですが,まずこれを迅速確実に推進することが重要なことであると認識して

おります。

各更生保護施設を所管している保護観察所では、入所者に対する保護措置や処遇 方法等について常時更生保護施設と協議を行っているところでありますけれども、 この緊急的対策の実施状況等も踏まえながら性犯罪者の受入れの在り方について検 討していくとともに、今後とも様々な形での支援を強化してまいりたいと、このよ うに考えております。

吉田博美君 取り組んでおられるそうでございますが,保護観察制度の充実強化 を図るためには,やはり<u>保護司が活動するための基盤整備</u>が必要と考えますが,何 か対策を考えていらっしゃるのでしょうか。

政府参考人(麻生光洋君) 近時,保護観察事件が複雑多様化するとともに,地域社会の変動,国民の意識の変化等を受けまして,保護司の活動はこれまでよりも困難になってきておりますが,保護司活動を一層推進するためには,保護司に一人でも多くの適任者を確保することと,保護司の能力の向上を図ることが何よりも重要な課題であると認識いたしております。

まず、保護司適任者の確保につきましては、ますます困難になっている実情にありますことから、各界各層から保護司の適任者を得ることができるよう、地域の機関、団体と連携して保護司にふさわしい候補者を開拓する方策の実施を検討いたしております。

次に、保護司の能力向上につきましては、保護観察処遇に必要な知識、技術を身に付けていただくための保護司研修を一層強化することといたしております。 さらに、保護司活動に対する支援の強化といたしまして、実費弁償金の充実などに努めているところでございます。

吉田博美君 大変な仕事でありますね、保護司というのは。言わば本当にボランティアの先というか、そんなような感じがするところでございますので、かなり実費弁償等のこともしていただけるそうでございますので、きちっとした取組をしていただきたいと思います。

井上哲士君 まあこの間,体感治安の悪化ということで,厳罰化ということが随分言われてきたわけでありますけども,昨今の仮釈放中の事件であるとか,また再犯などを見たときに,やっぱりこれでは解決しないということを国民の皆さんも今注目を始めているところだと思うんですね。そういう点で非常に更生保護の役割は大事だと。問題は,本当にそれにふさわしい体制と予算があるんだろうかということなんです。

まずお聞きしますけども,満期釈放者の五年内の再入率と仮出獄者の5年内の再入率,そしてその評価,いかがでしょうか。

政府参考人(横田尤孝君) お答えいたします。

平成11年の数字で申し上げます。11年を基礎にした数字で申し上げますと、

この平成11年の一年間に出所いたしました受刑者は合計2万3126名でございまして,その内訳は,仮出所により出所した者が1万3256名,満期出所により出所した者が9870名でございます。

これらの出所受刑者における出所年を含む5年間,つまり平成11年から平成15年の間に行刑施設に再び入所した,再入所した者の比率は,仮釈放者が約38%,満期釈放者が約59%,平均しますと約47%ですけれども,仮釈放者が38,満期釈放者が59となっています。で,この比率は,平成10年以前の出所受刑者についてもほぼ同程度で推移していることがうかがわれます。

受刑者の中には覚せい剤事犯者や暴力団関係者など社会復帰の妨げとなる深刻な要因を抱えた者もおりまして、こうした受刑者の再犯防止につきましては社会全体で取り組むべき問題でもございますけれども、しかしこうした再入者の実情につきましては私ども矯正に携わる者としてもこれでいいというふうに思っているわけではございません。我が国の刑務所等におきましては受刑者を改善更生させて社会復帰させることを基本とした処遇を進めているところでございまして、今後とも受刑者の円滑な社会復帰ができるよう矯正教育の充実等に向けて鋭意努力してまいりたいと考えております。

井上哲士君 満期釈放者の5年内再入率と仮出獄の場合で約20%差があったわけですね。これは仮釈放された方への保護観察というものが一定の効果を上げているということなんだろうと思うんです。

平成 1 5 年で見ますと、保護観察事件の受理人数が7万9 4 9件だと思うんですが、ほぼ、刑務所にいる受刑者とほぼ匹敵する数ですよね。ですから、この保護観察に付されている皆さんが、本当に社会復帰して、更生して社会復帰するのか、再び罪を犯して刑務所に入ってしまうのか、本当にこれ大きいと思うんです。で、もっとこの再入率を下げるということは、社会にとってもそうですけども、本人や家族にとっても本当に大事なことだと思うんですね。そういう大事な分野なんですね。

ちょっと大臣にテストをしてみるんですが,じゃ,この<u>更生保護の,更生保護官</u> <u>署の予算</u>というのは,法務省の一般会計予算に占める割合というのは幾らと認識されているでしょうか。

国務大臣(南野知惠子君) 大体3%だそうでございます。

井上哲士君 実にそうなんですね。192億5千万円で、法務省の一般会計予算が6203億6300万円でありますから、約3.1%。今や消費税よりも低いということになっているんですね。私ども、消費税引上げは反対ですけれども、この率は高くしてほしいと思っているんです。非常にわずかな予算でこの更生保護の制度が支えられておりますのは、何といいましても全国5万人の保護司の皆さんの本当に献身的なボランティアの活動があります。

この犯罪白書を見ますと、イギリスの場合は、こういう保護司の制度、日本ぐらいしかありませんから、保護観察官は8千人いるとありました。ですから、人口比

でいいますと日本の20倍ぐらいの観察官がいるわけですね。逆に言いますと,こ ういう部分を保護司の皆さんが担っていらっしゃる。

私も保護司の皆さんといろんな懇談をしましたけれども、この白書の中で直接アンケートも出されておりまして、大変献身的な涙ぐましい活動が出てまいります。私も初めて知ったんですけれども、対象者との保護司の皆さんの接触というのは、そのうち4分の3は対象者を自宅に迎え入れている、来訪ということを中心にされているんですね。これに関連して聞きますと、外国の方なども日本のこの保護司さんというのがこの言わば犯罪を犯した人を自宅に迎えているということを大変びっくりされると言うんですね。そういうことも含めてやっていらっしゃいます。

一方,この活動の喜びについてもいろいろアンケートの中で書かれております。かつて暴力団関係のあった仮出獄者が結婚を機に生活が安定して,期間満了後も子供を見せに来てくれたとか,保護観察終了後,対象者の親が泣きながら感謝してくれたとか,こういういろんな喜びの言葉も書かれております。

ところが,本当に,じゃ,これにふさわしい待遇がされているのかといいますと, 今日も審議の中でありましたけれども,十分ではありません。

私,去年も実はこの委嘱のときに質問をいたしまして,例えば,実費も賄えていないんだということを認められました。それから,保護司の皆さんは実費賄えないだけじゃなくてこの保護司会の事務局の費用も自分たちで,会費で出されておると。これについては何とかするべきでないかと申し上げますと,前の大臣はかなり前向きの御答弁もいただいたんですけれども,結果,来年度予算ではどういうふうに手当てをされているんでしょうか。

政府参考人(麻生光洋君) 保護司の基盤,失礼しました,保護司の処遇活動の基盤を強化するため,平成十七年度予算案におきましては,事件数の増加を踏まえ,補導費,環境調整費及び保護観察所等出頭実費を見直しましたほか,保護司の処遇能力向上のため保護司研修の充実等を図ることとし,保護司実費弁償金に対前年度1億4300万円増の40億3千万円を計上しております。

次に、保護司会の事務局の関係でございますが、これ先生御存じのとおり、保護司会事務局に対する実費弁償の規定はございませんけれども、地区保護司会の代表として関係機関との連携調整等を行う保護司に対しましては、その活動に対して保護司実費弁償金が支給されております。

井上哲士君 事務局への支援は去年と同じ答弁であります。要するに,直接の事務局支援というのは引き続きやられていないということなわけですね。

今,実費弁償金全体拡大したと言われましたけれども,それで実費が賄えるように増えたと,こういう認識でしょうか。

政府参考人(麻生光洋君) なお努力いたすべきものと思っております。

井上哲士君 こういうやはり<u>待遇の問題</u>というのは<u>保護司</u>の皆さんを確保する困難さの一因になっているということは各方面が指摘をしております。

実は、司法制度改革の課題でもあるんですね。審議会の意見書の中でも取り上げておりまして、「保護司の高齢化など適任者を確保することの困難さ等が指摘されており、この制度を更に充実させるため、実費弁償の在り方を含め、国民の幅広い層から保護司の適任者を確保するための方策を検討すべきである。」と、こういうふうにしておりまして、我々ずっと取り組んできた司法制度改革にとっても大変大事な課題なんです。

特に,保護司の方々の高齢化というのはここでも指摘されておりますが,今年度から定年制が始まったと思うんですけれども,今後5年間で定年になる方というのは大体どのくらいと予想されているんでしょうか。

政府参考人(麻生光洋君) 保護司のいわゆる定年は,76歳以上の者は再任しないとするものでございます。

保護司の任期は2年となっておりますので、健康上の理由等から定年までの間に退任される場合もあることなど、退任の理由は様々でございますので将来の退任者の数を確定的に予測することは困難でございますが、平成17年1月1日現在で70歳以上の保護司の方が1万1237人おられます。したがいまして、今後5年間で1万人程度の方のこの保護司の方は退任されることが見込まれております。

井上哲士君 全体の定員がほぼ5万人でありますから,今後5年間で4分の1近い方が退任をされていくわけですね。それに伴って比較的若い保護司の方などが選任をされていくならばいいわけですが,果たしてそういう保証があるんだろうかと。やっぱり,今待遇の改善などをしっかり打ち出していかなかったら保護司の確保の困難というのは急速に増していく可能性があるし,制度の維持ということにも様々な困難ができてくると思うんですね。

しかも、そういうことがないままに新たないろんな困難な課題というのがこの更生保護の分野にかぶさってきております。いわゆる触法精神障害者の処遇というのがありましたし、それから、そもそもいわゆる薬物の関係とか処遇困難者が増えているというのがあります。それに加えて、今被害者支援をこの更生保護の分野に担うべきだという動きがあるわけですね。

法務省の労働組合の皆さんが更生保護職場の職員を対象に年末にアンケートを取られたのがその新聞に載っているので見ました。これは組合員でない方も含めてたくさんの回答があったということで、大変、職場の皆さん、言わば専門家の皆さんの声を反映していると思うんですが、<u>犯罪被害者</u>について国が責任を持って積極的に行うべきだと、その支援を、これは七割以上の皆さんが賛成をされているんです。

じゃ,それをこの保護観察所や保護司が効果的に行えるんだろうかという質問に対しては,過半数の方がそれは不可能ではないかと,条件によって可能という方が3割弱と,こういう数なんですね。

なぜ効果的に行えないのかという理由を聞いてみますと,一つは利害の対立する 加害者と被害者の双方に保護司が対応することは無理だという大きなそもそもの意 見。それから,この被害者支援が保護司の職務に加えられることで保護司の確保がより困難になると,こういう心配もされているんですね。保護観察というのは期限がありますから,その期限が過ぎますと仕事は終わるんですけれども,被害者対策というのはそういう期限がないわけですね。被害者の人は何年もその思いを持っていらっしゃるだろうし,場合によっては,例えばテレビで同じような事件を見たときに突然感情が高ぶって相談したくなるということになりますから,これなかなか大変な仕事なわけですね。

これを新たに加えようじゃないかというような今の声に対して,様々な危惧の声 もこういう形で出ているわけです。

私は、先ほど来申し上げているような今の状況からいえば、保護観察所や保護司の分野にこれ以上新たなこういう仕事をもたらすというのはなかなか困難ではないだろうかと、こういうふうに思っておるんですけれども、この点いかがでしょうか。

政府参考人(麻生光洋君) ただいまの御質問に対する答弁の前に,先ほど保護司の定年につきまして,定年制につきまして私76歳を超えて再任しないというふうに申し上げたと思いますが,それでよろしゅうございましょうか。もし70歳と申しておったとしたら間違いでございますので,訂正いたします。76歳でございます。

今の御質問でございますけれども,昨年の臨時国会におきまして犯罪被害者等基本法が制定されましたことなどを踏まえまして,現在,更生保護官署及び保護司がその担当する地域,地区に居住する犯罪被害者や御遺族の方々に対しまして支援を行うための制度の導入について所要の検討を行っているところでございます。その詳細はまだ定まっておりませんけれども,今後の検討に当たりましては委員の御指摘のような観点も踏まえまして進めてまいりたいと考えております。

井上哲士君 是非この点は関係者の意見を十分に聴いてやっていただきたいと思うんですね。被害者の皆さんもこういう方向を望んでいらっしゃるのかどうかということもありますし,是非それはお願いをしたいと思うんです。

それで、保護司の皆さんの待遇の改善というのは、先ほど来述べてきたように本当に緊急の課題だと思うんですね。しかし、少なくともそのこう抜本的な改善なしに新しい仕事を担うと、担っていただくと、保護司の皆さんに。こういうことは、私は人の道としてもあってはならぬと思うんです。

例えば、1998年に保護司法が改正をされたときに、当時の下稲葉大臣も保護司そのものに対する実費弁償、それから保護司会に対する実費弁償についても法務省として最善の努力をしたいと、こういう答弁をされているんですね。私、去年のこの委嘱のときにも野沢大臣にもお聞きをいたしますと、この事務局への支援なども含めて同じ感覚で改善をしなければならない、そういった思いに駆られておると、ここまで言われたんです。

そういう点でいいますと、先ほどの司法制度改革推進本部の審議会の意見書もそ

うですけれども,この問題をずっと必要だ,必要だ,必要だと言われ続けてきているのに改善をしていないという下で,それなしに新たな困難な仕事を保護司さんに押し付けることはあってはならないと思うんです。その点はどうでしょうか。

ちょっと大臣,是非それは,そういうことはあってはならないということをお約束をいただきたいと思うんですが,いかがでしょう

国務大臣(南野知惠子君) いろいろ検討をさせていただくわけで,お約束ここでできるかどうかというのはちょっと分かりませんが,心はそのような方向で,私の心であります。

井上哲士君 是非これは本当に大事な問題でありますので,その心が本当に実現をするようにお願いをしたいと思うんです。

問題は、やっぱりこれ以上、保護司の皆さんの本当に献身に支えられてきましたけれども、これ以上頼っていいんだろうかと。保護司の皆さんのそういうボランティア活動非常に貴重でありますし、日本の誇るべき制度でありますから、これはこれで発展をさせていきながらも、やっぱりボランティアの責務を超えるようなことをお願いするべきでないと思うんですね。

やっぱり国が責任を持つということについてはしっかりやるということをしないと,私は制度自身の崩壊にもつながりかねないと思うんです。特に,困難者,処遇困難者への対応などをしっかり国が責任を果たすようにするべきですし,そのために保護観察所の体制もしっかりする必要があると思うんです。

そこで、<u>保護観察官の仕事</u>についてお聞きをするんですが、まず保護観察官の数ですね、社会復帰調整官を除いて、全体の数と、そして現実に現場にいらっしゃる数はどうなっているでしょうか。

政府参考人(麻生光洋君) 平成16年度に保護観察所に置かれる保護観察官の 定員は1004人でありますが、このうち第一線で実際に保護観察事件等に従事し ている保護観察官は約630人でございます。

井上哲士君 現場には630人ということでありましたが、大きく言いますといわゆる環境調整事件と保護観察に分かれるかと思うんですが、まず環境調整事件でのこの観察官の仕事内容と、大体どのぐらいの数を抱えていらっしゃるのか、どうでしょうか。

政府参考人(麻生光洋君) 若干古い数字で恐縮でございますが,平成15年に保護観察所が取り扱いました環境調整事件は年間10万8548件でありました。同年末現在,保護観察所に係属しておりました環境調整事件は5万9063件であります。

したがいまして,先ほど申しました約630人の現場の保護観察官が担当しておりますので,保護観察官一人当たりが年間担当いたしました環境調整事件は約17 2件であり,常時担当しておりました環境調整事件は約94件でございます。

井上哲士君 この環境調整という仕事の中身というのはどういうことなんでしょ

うか。

政府参考人(麻生光洋君) 保護観察所の長が,監獄とか少年院に収容されている者の社会復帰を円滑にいたすために,その者の家族でありますとかその者の関係者などを訪問させたりいたしまして,その者の社会復帰のための環境を調整をすると。すなわち,帰住先を決めますとかあるいは就職先を決めるとか,こういうことを行うということでございます。

井上哲士君 出所前の方の社会復帰のために,いろんな環境のために調査をする わけですね。

もう一つ,保護観察事件については,その中身と一人当たりの担当数はどうなっているでしょうか。

政府参考人(麻生光洋君) これも同じように,平成15年に保護観察所が取り扱いました保護観察事件は,年間で14万4847件でございまして,同年末現在保護観察所に所属しておりました,係属しておりました保護観察事件は6万6816件でございました。

これも先ほどの630人が担当しておりましたので、保護観察官一人当たりが年間担当いたしました保護観察事件は約230件でございます。常時担当しておりました保護観察事件は約106件でございます。

それから、保護観察の内容でございますけれども、これは保護観察に付されている者につきまして遵守事項を守るように指導監督いたしますことと、それから本人に自助の責任があることを認めて、これを補導援護することによってその改善更生を図ることを目的としております。

遵守事項といたしましては,一定の住居に居住すること,善行を保持すること等がございますし,補導援護の内容といたしましては,教養訓練の手段を助けること, 医療,保養を得ることを助けること,宿所を得ること,職業を補導し就職を助けること等が内容でございます。

井上哲士君 今のを足しますと年間合わせて約400件を担当し,常時200件 の事件を観察官の方が担当されているわけですね。

保護観察の場合、保護司を通じてというものもかなりあるわけですが、いわゆる直接担当するという事件も、平成11年でいいますと640件ぐらいあるということをお聞きをいたしました。さらに、今度は性犯罪者についても、保護司を通じてのみならず、観察官の直接関与を強めるということになっているかと思うんですが、その対象の数というのはどのぐらいでしょうか。簡潔にお願いします。

政府参考人(麻生光洋君) 最初の方の直接担当事件の方は,平成11年当時と ほぼ変わらない数字でございます。

今回,新たに処遇の強化をすることといたしました性犯罪対象者でございますけれども,現在,保護観察では類型別処遇制度というものを実施いたしておるわけでございますけれども,このうちの性犯罪対象者といたしましては,罪名が強姦や強

制わいせつなどの暴力的性犯罪者,それから犯罪の原因が性的欲求に基づく下着盗やストーカー事犯なども含んでおります。平成16年12月末現在でのこの性犯罪対象者でございますけれども,これは1904人となっております。

井上哲士君 ですから、今直接担当が645、これに直接関与、その3倍ぐらいのものをやるということになるわけですから、本当に忙殺をされるという状況なんですね。ですから、体制の増強なしに幾らこれにもっと関与しろという掛け声を掛けても、ほとんど絵にかいたもちになるんじゃないかという危惧を私は持っているんです。

昨年の暮れに大阪の近畿地方更生保護委員会とか大阪の保護観察所もお訪ねしてお話聞きましたけれども、近畿は特にこの数が多くて、これ以上の実態があるわけですね。本当に大変でありますし、先ほどありましたように、この5年間で相当数の新しい保護司の方が入ってきた場合に、この人たちのいろんな研修であるとか連絡であるとか、これはやっぱり観察官に相当の比重が掛かってくるわけです。ですから、今本当に思い切って体制の強化をしなかったら、この今担うべき役割はとても担えないと思うんですね。

で、資料をいただきますと、例えば刑務所は昨年末が7万6413人いるんですが、その収容に関する費用を聞きますと1756億9300万円ですから、一人頭年間220万円掛かっているという見当なんですね。更生保護の場合は、やはり約七万人の方をさっき言いました192億の予算でやっているわけですから、一人頭に掛かっている金額は27万5千円なんです。

単純な比較はできませんけれども、しかし、本当に予算の効率という使い方といいますか、そういうことからいいましても、もっともっと更生保護に力を入れて刑務所に入る人を減らすということは、予算という点からいいましても私は大変大事だと思うんですね。何よりも社会復帰ということは本人と家族にとっても大変なプラスでありますし、そのことは犯罪の少ない社会もつくるし、そして新しい社会の担い手つくるわけですから、予算の使い方も考えますと一石四鳥ぐらいの効果があると思うんですね。

そういう点で,是非大臣,この分野に思い切った予算,体制をつくっていくという点で,先ほどもありましたけれども,是非固い決意をお聞きしたいと思います。 それで私の質問を終わります。

国務大臣(南野知惠子君) 私も施設を訪問させていただきました。いろいろな方とお話しさせていただきました。自分たちはボランティアでやっているんだというふうにおっしゃっていただいておりますけれども,るるお話をお聞きしてみますと,ボランティアでその方にいろいろなことをお願いするのは難しいかなというふうにも思ったりいたしております。

そういう観点で,どのような体制が取れるかということでございますが,民間篤志家である保護司の方々というのは本当にすばらしい方々であり,我々が中学を卒

業して就職というころには金の卵といって大切にされた部分がありますが,もう保護司の方々は金の鶏であろうというふうに思うくらい,我々は本当に得難い方であるというふうに思っております。しかも,高齢化しておられます。その後をどのような形で人員を獲得していくかというのは,これは大きな課題であり,またその方のお世話にならなければならない方々が増えていっている,底辺が増えていっているということも十分これ理解いたしております。そういう意味からは保護観察官及び保護司の負担は従前に比べて増しておるわけでございまして,その過度の負担を民間篤志家である保護司に負担させることは適当ではないというふうにも思っております。

したがいまして,先生が御指摘になっておられます必要となる経費については更に検討することはもとより,処遇に係る人的体制をこれまで以上に充実させる必要が極めて高いなと思っておりますし,今後,鋭意努力してまいりたいと,そのように思っております。

【平成17年3月28日 参・決算委員会 「平成15年度一般会計歳入歳出決算」 等】

山本順三君 (略)それと,もう一点,これは法務省と警察庁両方にお伺いした いと思うんですけれども,最近子供を対象にした性犯罪というのがたくさん事件が 増えてまいりました。大変に心を痛めておるところでございますけれども,先般の あの奈良の事件なんか本当に悲惨なことでございました。

13歳未満の子供の被害状況を見ておりましたら、平成7年ごろには1298件であったのが、平成15年には2倍近い1280件、平成16年、若干落ちておりますけれども、増加傾向には変わりはないというふうに思っております。

この子供対象の暴力的性犯罪は絶対許すことができない,こういう気持ちで,私 も報道を見るたびに憤りを感じておるところでございますけれども,社会に対して の影響,特に子供,ダメージ大きいですし,また親御さん,保護者の不安感という ものもこれ大変なものだろう,このようにも思っておりますし,そういった意味では,何としてもこれ子供対象の性犯罪の再犯防止というのが一番今求められている 案件ではないだろうかなと,こういうふうに思っております。

そこで,まずは法務大臣にお伺いしたいと思うんですけれども,<u>子供対象の性犯罪の再犯防止</u>にどのように取り組んでいかれるおつもりなのか,まずお聞かせいただきたいと思います。

国務大臣(南野知惠子君) 今先生がおっしゃったように,本当に子供たちにこのような犯罪が起こるということはゆゆしきことだと思っております。日ごろ心を痛めておりますけれども,何が緊急な対策としてできるかということについて,我々,次のことを実施してまいるということにいたしております。

第一には,性犯罪者に対する適切な対策を講じるための基礎といたしまして,性犯罪者の実態,再犯の状況などに関するデータを把握して,多角的な検討を進めていこうと。

第二には,具体的な施策でございますが,これには三本の柱を立てていこうと思っております。

1つ目は,犯罪者に対する処遇の充実強化でございます。

これには、まず、精神医学、心理学等の専門家の方々の協力をいただきまして、施設内処遇、社会内処遇の両面における科学的、体系的な犯罪防止プログラムを策定していこうと。さらに、そのほかに、行刑施設におきましては、心理技官を活用するなどいたしまして、民間カウンセラーの導入を行う。また、処遇方法、処遇体制を整備していきたいと思っております。また、受刑者に対しましては、さきに提出いたしました法案におきまして、その者にふさわしい矯正処遇を受けることを今度は義務付けたいというふうに思っております。保護観察対象者につきましても、教育処遇を受けることを、これを遵守事項としようということで運用を進めてまいりたいと思っております。

2つ目の問題点につきましては,犯罪者の社会復帰を円滑に実現する,これも支援体制を強化していかなければならないと思いますので,そういうポイントの中ではいわゆる労働という問題が一つ課題としてあるだろうと思っております。職を提供するために国民の皆様の御理解と御協力をいただかなければいけないと思っております。犯罪者の更生に協力していただける雇用主の方々を多く確保することを努めてまいりたいと思っております。

3つ目の点といたしましては、犯罪の取締りを実効的に行うための情報の共有でございますので、我が省が有しております情報でこれに役立つものにつきましては、犯罪者の改善更生にも配慮をしながら、関係当局に積極的に提供してまいりたい、そのような施策で取り組んでいく所存でございます。

【平成17年4月1日 衆・法務委員会 「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する 法律案」】

山内おさむ委員 民主党の山内おさむでございます。

受刑者処遇法という法律は、私たちは監獄法の改正ではなくて新法の制定だと思っています。今までの悪かった点をこう変えました、こことここに新しい仕組みを取り入れました、そういうめり張りのついた法案に仕上げたいと思いますので、充実した質疑をさせていただこうと思っています。

私は主に<u>仮釈放</u>の点についてこれからお伺いしようと思うんですが,今お話ししたように,監獄法の改正,単なる改正だとは思っていませんので,監獄法の獄の字を使った仮出獄という言葉は,私は死語にすべきだと思っています。そういう点か

ら,これから,細かい定義をすると場合分けをして問いを発しなければいけないかもしれませんが,仮釈放という言葉で,特に刑務所に入っている人が刑期の途中で出た場合の方々をそう呼んで質疑したいと思います。

仮釈放という制度は、もう普通の人間として社会の中で生活できるんじゃないだろうか、そういう人たちを殊さらに施設の中にまだ閉じ込めて処遇をする必要はなくなっている、そういう人たちをどんどん社会内で、保護観察所あるいは保護司さんのもとで指導を受けながら更生をしていってもらいたいという仕組みだと思うんですね。しかも、財政的に、過剰収容という点とそれから仮出獄を余り認めないという点はやはり矛盾すると思いますので、そういう矛盾を解消する。つまり、財政的にも、やはり国としてほかに使えるお金があるんだったらほかに有効に使っていく、そういう意味でも、仮出獄については真剣に正面からとらえていこうと思っています。

ところが,今,最近でも刑法の重罰化によって長期の有期刑が制定されて,例えば懲役刑でも20年が30年になるということ,それから,前は3分の2ぐらいで仮釈放が認められていたのが,これは4分の3まで刑期を勤めないと仮釈放の対象にならないというような運用もなされているようです。省としては一体どういう観点からこの仮出獄制度を考えておられるのか,見解を伺いたいと思います。

富田大臣政務官 今の仮出獄制度の制度趣旨についてはもう先生は御存じのとおりでございますので。これは、無用の拘束を避けるとともに、受刑者に将来的な希望を与えてその改悛を促して、かつ、刑期終了後における社会復帰を容易にさせるという刑事政策的な意図によるものであるというふうにされております。最近は言い渡し刑の長期化傾向が認められる中で、仮出獄となる者の刑の平均執行率はおおむね80%程度で推移しております。

ちょっと数字を御紹介させていただきますが、有期刑の刑執行率、昭和53年は85.1%でした。昭和58年が85.5%。平成になりまして、平成11年82.6%、平成15年は80.8%ということで、刑の執行率は決して数字上は高くはなっておりません。まあ、これは平均ですから一概には言えないと思いますが。

この数字にあらわれておりますように,仮出獄の許可を決定する地方更生保護委員会におきましては,本人の悔悟の情,更生意欲,再犯のおそれのほか,社会の感情が仮出獄を是認すると認められることという仮出獄許可の基準に照らして,個々の事案に即して審理を尽くし仮出獄の可否を判断しているものであり,仮出獄の運用が特に厳しくなったものではございません。

今後とも,引き続き地方更生保護委員会において,個々の事案に応じた的確な審理がなされることにより,改善更生等,受刑者の円滑な社会復帰に資するよう努めてまいりたいというふうに考えております。

山内委員 しかも,仮釈放で出た人の再犯率というか再入所率と満期出所の人の再入所率とを比べると,仮釈放で出た人は,早く出たということで,やはり社会で

長くいたいということで,再犯率というのは満期出所の人に比べて低いわけなんで すね。だから,そういう意味でも仮釈放制度というのは積極的に運用した方がいい と思うんです。

この受刑者処遇法の中に仮釈放についての規定がないんですけれども,これはちょっと法務省としては,余り関心がないのか,それとも仮釈放については余り積極的な運用をしないのか,もしそうでなければ,たとえ一条でも書いてほしかったなと思うんですけれども,どうでしょうか。

富田大臣政務官 仮釈放の要件や手続等に関しましては、もう先生も御存じだと思いますが、刑法及び犯罪者予防更生法等において規定されておりまして、この法案において規定すべきものではないと考えられるため、特に規定を設けなかったものでありまして、先生が今御指摘の、積極的じゃないんじゃないかとか関心がないんじゃないかということではありませんので、ぜひ御理解をいただきたいと思います。

仮釈放につきましては、引き続き、個々の事案に即して適正な運用を行ってまいりたいというふうに考えております。

山内委員 法務省の若手の皆さんにきょうまでデータをいろいろたくさんつくってもらったんですが,本当に感謝しております。

その中で、平成10年にこの最高検察庁の通達が出た後、私の目から見ると、平成11年から、仮釈放の許可申請の件数と、それからそもそも仮釈放を申請する件数、この二つの件数が平成10年までに比べると少ないんじゃないかとデータ上見れるんです。それが、まさに平成10年に現場の各検事向けにこういう通達が出たからではないか。だとするとやはり、反省している、後悔している、社会に出たらしっかりとやらせてくれ、頑張らせてくれ、そういう意欲を持った受刑者を仮釈放させることをおくらせていることにつながっているんじゃないかと見れるんですけれども、どうでしょうか。

麻生政府参考人 保護局におきましては,地方更生保護委員会を所管しておりますけれども,仮出獄につきましては適正かつ積極的に運用するように周知をいたしております。

仮出獄につきましては,先生御案内のとおり,刑法28条に定めがございまして, 今申しました地方更生保護委員会がその権限と責務によって行っております。

審理に当たりまして必要があると認められるときは,本人の処遇に関係のある当該施設外の協力者,精神医学,心理学等の専門家,裁判官,検察官の意見を求めるものとするとされております。

そこで、公益の代表者であります検察官からの意見聴取は社会感情が仮出獄を是認するか否かの判断に資するために行われるものでございまして、検察官から聴取した意見は仮出獄を許すか否かの判断をするに当たりまして考慮する一つの事項とはなります。

そこで,仮出獄の許否は,社会感情のほかに,悔悟の情,更生意欲,再犯のおそれなどを総合的に判断して決定することといたしておりますので,今御指摘のありました,検察官の意見がそのまま地方更生保護委員会の判断を制約するというようなことはございません。個々の事案に即して適正な仮出獄の運用が行われているものと承知いたしております。

山内委員 保護局長,私,最初に言いましたけれども,定義はなかなか難しい,個々場合分けして語らなければいけないのはわかるんですが,やはり監獄というのはもうなくなるわけですので,私が問いで仮釈放と言っているのに仮出獄と答えられると,後で議事録を見た人が,同じことを答弁しているのかなと思う人もいるかもしれないので,ここの場だけは,私とだけは仮釈放でやってもらえますか。

保護局長の先輩の保護局長が昭和59年にこういう通達を出しておられるんです。ここでは仮出獄と書いてあるんですけれども、仮出獄は一層積極的に運用しなさいと。しかも、この内容は、仮出獄率を増加させることと、もう一つは、せっかく法律で刑期の3分の1過ぎれば仮釈放ができるんだから、その当時の運用みたいに3分の2の刑期が過ぎないとだめだとか4分の3の刑期ができないとだめだみたいなことではなくて、3分の1の刑期が過ぎた者には柔軟に仮釈放の制度を適用すべきであるということを、各地方更生保護委員会等の皆さんにもこういう書面を出しておられるのですが、やはりそのことと、先ほどの最高検の次長検事の通達というのは、どう考えても矛盾すると思うんですよ。

最高検に対して,もう通達はやめてくれとか,昭和59年に保護局長の先輩が出された通達どおり法務行政はやっていきますというようなことはされないのでしょうか。

麻生政府参考人 検察当局がこのような次長検事通達を出された趣旨につきましては,先ほど刑事局長から御答弁がありましたけれども,それは検察官が公益の代表者としてのお立場についてのものであると承知いたしております。

地方更生保護委員会におきましては、先ほど申しましたようなさまざまな条件を総合的に判断いたして、仮釈放を許すか否かの決定をいたしております。したがいまして、そのような判断の一つについての検察当局の通達でございますので、その通達に基づいたものでありましても、意見としてそれを総合的な判断の中に加えることは差し支えないものと思っております。

山内委員 先ほどから,個々の受刑者の一番適した処遇を考えて仮釈放について決めていますというようなお話が出てくるんですけれども,若手の方々がつくったデータの中に,仮釈放率というのはほぼ同じようなパーセンテージですし,毎年ほぼ同じような人数の仮釈放者が出ているんですね。つまり,個々の人間に対して対応していますというのなら,あるときは2万人であったりある年は5千人であったりということもあっていいと思うんですが,私は,ここにやはり問題があるんじゃないかと思うんです。

例えば、地方更生保護委員会の担当の委員さんが、仮釈放が適しているかどうかを面接する年間の面接人数が3百人を超えるというデータもあるんですね。そうすると、特に地方更生保護委員会のメンバーは民間の方が多いでしょう。ですから、そういう人がほぼ1年じゅう毎日一人見る。やはりそこに能力的な限界があるんじゃないかと思うんですが、その辺を考えられたことはないんでしょうか。

麻生政府参考人 先生御指摘のとおり,限られた人数の委員でたくさんの事件を 審理しておるわけでございますけれども,そこは努力してやっているというのが実 情でございます。

なお,先ほどの点に関しまして,先ほど政務官の方からも御説明がありましたけれども,有期刑の刑執行率を見ますと,昭和53年が85.1%でございまして,平成15年は80.8%となっております。したがいまして,先ほど御指摘のありました昭和59年の通達以降,刑の執行率は下がっているということは御理解いただきたいと思います。

山内委員 仮釈放制度について,やはり一番関連のある仕事というのは<u>保護司</u>さんが担っていると思います。私も,わざわざ私の地元に鳥取保護観察所長が来ていただきまして,意見交換をさせていただきました。保護司さんのいろいろな要望なども日々聞いておられる観察所長さんでしたが,定員を満たしてほしいという要望,とにかく保護司を補充してくれという強い要望があるということです。

平成 1 6 年版の犯罪白書を見ますと、保護司の約一割が退任時期を迎えるそうなんですね。また、何年か先には団塊の世代の保護司さんたちも大量にやめていかれるだろう。「後継者の確保はこれまで以上に緊急性を帯びてくる」と犯罪白書で指摘をされています。

退任する保護司さんが後任者を探すという仕組みがあるようなんですけれども、それも今はなかなか、地域社会が希薄になっていて、そういう人たちをどんどん探していくという仕組みはないと思うんです。先日、大臣と討論させてもらいました人権擁護制度ですね、人権擁護委員さんについては市町村が積極的になってリストをつくっていただくという仕組みがあるので、そういうような仕組みとかも考えながら、後任者について積極的に発掘をしていくという仕組みをとるべきだと思うんですけれども、省の方はどういう見解を持っておられるでしょうか。

滝副大臣 保護司につきましては、委員御指摘のとおり、市町村との結びつきというのが希薄なものですから、なかなか後任者を得られない、そしてまた高齢化している。これはもう人権擁護委員の場合でも共通の問題があるのでございますけれども、今御指摘のように、とにかく定員割れのところは補充する、そして、できるだけ、これからの定年というか一定年齢になりますと交代してもらう、そこのところをどうやってやっていくかというのは大問題だろうと思います。今のところは、ある意味では二世、三世の保護司さんが随所に出てきてもらっていますから、そういうところは若返りをしているのでございますけれども、新しい保護司さんを発掘

するというのはなかなか困難でございます。

法務省としては、やはり保護司というのは日本の誇るべき制度なんですね。世界にはこの種の制度が実はなかったわけでございますけれども、明治以来、この保護司は日本がつくり上げてきた制度でございますから、何とかこれは、やはり保護政策、更生保護の中の主体、主軸としてもう少しPRをしながら充実していく、とにかくどうやって発掘していくかということを考えていかなければいけないと思うんです。

問題は、明治のときの、これは明治21年に静岡県から始まった制度でございまして、あのときには金原明善さんが出獄人保護会社というのをつくりまして、それに対応して同時に1700人の保護司を任命したというのが日本の制度のいわば発祥なんでございますけれども、そういうことを思い浮かべながら、改めて、この刑事施設法が誕生するときには、それに合わせた同じような発想方法というか、それを今様にした制度をもう一遍つくりかえるぐらいの意気込みでやっていかなければいけない、そういう決意をさせていただいております。

山内委員 保護司さんは、地域に帰ってきた前歴を持った人を、身元保証人みたいになるわけですね。自分に対して社会が信頼を与えてくれるというその信頼感をもとに、自分が面倒を見ている前歴を持った人間にもぜひ温かい目で見てやってほしいという活動を本当に毎日されておられて、頭が下がる思いがするんです。

特に今、保護観察になるというのは七割ぐらい少年なんですね。最高齢の方というのは七十六歳でしょうか。だから相当、六十歳ぐらいのギャップがあるケースもあるわけですし、かといって、少年の気持ちが本当にわからなければ、その少年というのは少子化の時代にこれからの日本を背負っていく人材でもあると思うので、保護司さんの若返り策とか、それから、外国人犯罪もこれから複雑な経路をたどっていくでしょうから、そういうものに対応するとなると、本当に言語の問題からして必要になってくるわけです。

そういう新しい保護司さんの役割,社会から期待される役割に,今後保護司制度 というのはどうなっていく,どう形づくっていかれようとしているのか,どなたか, 省の考えみたいなものを聞かせてもらえませんか。

滝副大臣 現在,法務省の保護局を中心にして考えておりますことは,やはり就職ということを前提として,もう少し今の現状を切り開く方法はないだろうかというのが最大の課題だと思います。

片や,一人一人の相談にあずかるというのは保護司さんの使命でございますから, やはりまずはきちんとした仕事というものをどうやって確保するか,それのいわば 保証人,相談役という使命を保護司に担ってもらってきたわけございます。

私は,これからもそういうような使命というのは変わらないと思っておりますので,その前提として,どうやって仕事を確保していくかということを考えながら, この保護司制度,保護司の事業というものが実際の更生に役立つようなものにして いくかということを改めて、いわば働き口というものを中心にしてこの問題を考え直していく、原点に戻った考え方をしていくということが一番大切なことだろうということで保護局の方で検討してもらう、こういうことでございます。

山内委員 保護観察所の方や保護司さんたちが、こういう人に保護司になってほしいなと思って声をかけに行くと、どういう仕事なのかと聞かれて、前歴のある人が家に来る、それは困るなという意見があるようなんですね。何かもう少し面接というか面談する施設をやはりどこかにつくって、それで、保護司になろうという人も、自分の家に来られると確かに家族もびっくりするだろうなとか、就任することにこだわりを持つ、そういう壁を取っ払うためにもそういう施設をつくるべきじゃないかと思います。

保護司さんは、そういう人たちの更生改善の役目をするばかりじゃなくて、防犯活動などにも、例えば私の地元でいえば、あるデパートの前でチラシを配ったりもされて積極的にやっておられます。そういう活動もありますし、それから、犯罪被害者基本法ができたことによって、やはりこれからはますます犯罪被害者の方々とのかかわりをどうするかということがテーマとなってくると思うんですよ。そうすると、ますます保護司さんの職務というんですか、だから、それを全部言うとますます何かしり込みをされるようで、私は、こうやって質疑することが、本当に保護司さんが来てくれるようになるのかなとは思うんですけれども。

そういうことを考えると,無給でやっておられる方に給料制にしますということは,本当にボランティアの精神でやっておられる人たちにとってはそんな制度は要らないよと言われるかもしれませんけれども,そういう費用的な面は十分に面倒を見るべきじゃないかなと思うんですけれども,どうでしょうか。

滝副大臣 今委員仰せられましたように、報酬を払うということについては、保護司さんのプライドがやはり生かされないというふうに思います。したがって、私は、郷土の事業については、やはり保護司さんの、周りに任せるのではなくて、少なくとも事業をとらえて、それは財政的にもう少し法務省としててこ入れしていかないといけない問題だろうというふうに思っております。

山内委員 時間が来ましたので、保護観察官の抱える問題などにつきましてもお聞きしようと思ったんですけれども、またの機会にさせていただこうと思っています。

仮釈放で出た人とか満期出所者を社会がどう見るか。監視の目で見るのか,あるいは更生改善を期待して厳しくもありかつ優しく見るのかとか,私は,後者の方の社会になっていって,本当に犯罪が起きない,再犯が起きない世の中をぜひ法務省にもつくっていただきたいと思います。期待していますので,よろしくお願いします。ありがとうございました。

【平成17年4月6日 衆・決算行政監視委員会 「行政監視に関する件」等】

中山泰秀委員 おはようございます。自由民主党の中山泰秀でございます。(略) そして,何よりも,この性犯罪が現実に行われている中で,何と強制わいせつの72%,そして強姦の23%が実は執行猶予つきの判決で行われている,結果が出ている。そしてまた,その意味は,現実的に犯人をしっかりと押さえて,指導もしくは教育もしくは再犯を防止するための努力というのが本当になし得ることができるのかという疑問を同時に抱いた次第でございます。

そこででございますが、<u>性犯罪者</u>というものに限定をする中で、現在の行刑の中におけるその者たちに対する教育指導そしてまた保護観察というものは、どういったものが行われているのかということ、それを具体的にお話しいただければありがたいと思います。

横田政府参考人 お答えいたします。

初めに矯正の関係で申し上げたいと存じます。

まず,一般的なことなんですが,刑務所におきましては,これまでも,罪名または犯罪に至る原因となった性格,行動傾向その他の円滑な社会復帰の障害となり得る要因に着目いたしまして,同じ類型に属する者を小集団として編成いたしまして,これに対して指導をしております。その小集団として行われているものを処遇類型別指導と申しておりますけれども,例えば,覚せい剤の乱用防止教育,暴力団離脱指導,窃盗防止指導,被害者の視点を取り入れた教育などを行っております。

お尋ねの性犯罪の受刑者に対する教育も,こうした処遇類型別指導の一つとして行っておりますが,これは現在,すべての行刑施設でございませんで,一部の行刑施設において行っております。しかしながら,指導を受けた受刑者が少なく,また統一的,標準的なプログラムが存在していないなど,十分とは認めがたい点がございます。

したがいまして,今後,先生御指摘のような現在の状況にかんがみまして,こうした性犯罪に対する処遇,教育といったものについて,さらに充実を図っていくことが必要であると感じておりまして,その努力を続けてまいりたいと思います。

中山(泰)委員 昨今,凶悪犯罪,そして劣悪な殺人事件,そして特にパラフィリアと言われます小児性愛,異常性愛者による犯罪が非常に多発している中で,この性犯罪者に対する教育プログラムというのは非常に大切なものだと思います。

特に,まず,最近でさかのぼれば,奈良市内で発生した女子児童の誘拐殺人事件。これは,小林薫という36歳の男が七歳の女の子,児童を誘拐し,そして殺人をし,そしてまた母親の携帯電話にその女子児童の写真をメールで送りつけるという,大変に聞いただけでも心が痛むような事件でございます。

そしてまた、寝屋川市の市立中央小学校における殺人。これも、17歳という少年が自分の母校を訪ねて、そしてその母校の職員室に押し入り、先生に対して背後から刃物で刺殺をするという事案。そしてまた同時に、安城市のスーパーマーケッ

トの中で,34歳,ちょうど私と同い年の犯人が,11カ月の男児の頭部にナイフを,刃渡り15.2センチのナイフをその11カ月の赤ん坊の頭に刺し込む,そして失血死でそのお子さんを死に至らしめるということ。

そういった事件が絶たない中で,性犯罪者に対する行刑の中で単純に,例えば10年の刑期を言い渡されて,その10年間で入って治療して,治療というか入って,本当にまともな人間になって社会復帰ができるのかどうかということを私はきょう聞きたいと思っているんです。

私は、性犯罪の再犯率という数字は、一見、表を見ますと少ないように見えると思いますけれども、この性犯罪というのはほとんど癖だというふうに認識をいたしております。

特に、この治療プログラムというのは、具体的にその性犯罪者に対して男性ホルモン拮抗剤、例えばイギリス、ドイツ、アメリカ、そういったところでは現実的に、日本でいいますところのピル、経口避妊薬がイコールこの男性ホルモン拮抗剤なんですけれども、それをその被疑者に投与して、そして裁判官が同時に、刑期の中で、保護観察を受ける中で、そういったお薬を実際に受けて、そして心理的な面と医学的な面から、両面で治療していくプログラムということがあると聞いておりますけれども、なぜこういったいわゆる治療的な保護観察というのが日本では今行われていないのかということ、そういったところに関してちょっとお聞かせをいただけたらありがたいと思います。

横田政府参考人 今委員から治療的保護観察というお尋ねでございましたが,初めに,矯正の立場からお答えをさせていただきます。

性犯罪事犯による受刑者につきまして,その再犯を防止するために薬物治療を施すことにつきまして,これは今委員も御指摘のように,外国の一部におきましてはそういうものを行っているということは承知しておりますが,いわゆるその男性ホルモン拮抗剤は人の生理的機能を損なうことを内容とするというものでございまして,副作用を生じる恐れもまたございますことから,行刑施設における処遇として実施することの妥当性には大いに疑問がございます。その上,釈放後に同様の医療行為を継続して実施することが確保されない限り,そのような医療行為を受刑中に施すことが果たして有効であるかといった問題もあります。これは何か,薬が効いている期間が限定されるので,継続しないとだめだというふうにちょっと聞いておるところでございます。そんなところで,問題があるというふうに考えております。

しかしながら、先生御指摘のように、やはり、性犯罪に対しまして、その改善更生を図るために、その支障となる事情の改善に資するよう配慮して改善指導を行わなければならないことは当然でございまして、現在国会で御審議いただいております法案におきましては、受刑者全般に対し、その者にふさわしい矯正処遇を受けることを義務づけることとしておりますほか、精神医学、心理学等の専門家の協力を得て再犯防止プログラムを策定する予定としておりまして、教育内容の充実を図っ

ていきたいと考えております。

矯正といたしましては,現行法のもとで,矯正ができ得るあらゆる手段を考えて まいりたいと思っております。

中山(泰)委員 今,局長のお言葉の中に,いろいろな精神科医の先生方,そういった医学的な知見からも御協力をいただいて性犯罪者の対策をするということでございましたけれども,私もきょうここに一冊の本を持ってきておりますが,この小田晋先生の御本でございますが,小田先生は,もう皆さん御存じのとおり,犯罪学会の会長で,なおかつ小田先生自身も精神科医でございまして,この先生の御本を拝読させていただきますと,現実的にこの治療的な保護観察というもの,これをそろそろ実行していかなければいけない,もしくは検討をしていかなければいけない時期に来ているという御提言をなされておられます。

私も,実は今現在八カ月の赤ん坊を育てている親として,もし我が子が,我々が 先般行われたスーパーの中での殺人のような被害に遭うようなことがあったら,そ してまた被害者,もう被害に遭われた御家族が,その犯罪者が入っても心神喪失者 ということで適当な時期に適当にまた野に放たれるようなことがあったら,本当に 怖いなというふうな気がいたしております。

こういうことを言い出しまして,薬を投与してその犯人を治療していくプログラムをやれということは,私自身も提案をしながら,同時に気をつけなければいけない点もあると思います。特に,ナチス・ドイツのヒトラーなんかがあらわれた時代に,政治犯なんかを捕まえて,牢屋に閉じ込めて,そこへ薬でなぶってその人間を崩壊せしめるということがあったら,それはそれでいけないわけでございます。

しかし、今、社会防衛ということ自体が悪だという言われ方は、私は逆に、間違っているんじゃないかなと。犯人の人権、そしてまた被害者の人権というものをてんびんにかけた場合、皆さんだって御家族が被害に遭われたら、当然、日本刀を持ってでもその犯人を殺してやる、家族が殺されたら復讐してやるという思い、それは人間として当たり前の行為であり、当たり前の反射的な心理であるというふうに私は考えています。

現実的に、外国の事例でかなりの数の症例が出ているということでございますし、 法務省の方でも心理療法、いわゆるカウンセリングをその被疑者たち、犯人たちに 対してやっていくということ、それも出ておりますが、同時にその補助手段として、 こういった薬物による治療ということ。要するに、病気なのである、病気は薬で治 すんだということ、これも考える余地というものを、全く最初からゼロだというの ではなくて考える余地を残すというのが、逆に言えば、世の中、ほかの何も犯罪を 犯さない、将来的に被害を受ける可能性がある方に対する防衛ということにもなる んじゃないかなと私は考えております。

特に日本では,東京医科歯科大学の名誉教授の中田修先生が,このアンドロクールといいます,サイプロテロンアセテートというお薬を用いてこの治療プログラム

を紹介しようということで,使用実験を行おうとしましたが,要するに,私どもの国では医療施設でも矯正施設でもこれに協力することがなくて,同時にまた,そのお薬が販売許可が得られないままになっているという現状。これを少なくとも,私も厚生労働委員会で委員をいたしておりますので,逆にこれをしっかりと,少なくともその予備的措置が講じられるような可能性というものを残す意味でも,この日本のような先進国でそういったお薬がないという状態,認められないという状態,それを生まないようにしていかなければいけないなというふうに考えております。

同時に、海外の事例でいきますと、米国だけじゃなくて、チェコスロバキアのブレソラ博士、それからオーストラリアのマッコーナイ博士、そしてまたスウェーデンのエリクソン博士、そしてタイのコールマン博士、あとスイスのボンサール博士、ドイツのホフェット博士、デンマークのバン・モフェルト博士、そういった先生方が、そういった性犯罪者に対してMPA療法、いわゆるメドロキシプロゲステロンというお薬を投与した形での心理的なカウンセリング、それと同時に、それを補助する形での薬物使用ということに対して既に実験をしているということ。そして、そういった事実、事案ということをしっかりと我が国も、そういった可能性があるんだということで、データとして法務省の皆さんがお持ちをいただくということも同時に必要じゃないかというふうに考えております。

そしてまた、異常性愛者の方自身は、自分が異常性愛だという認識が非常に少ない。だから、カウンセリングでお互いの危険性を示し合わせて、ああ、自分は危険なんだということを気づかせるということでございますけれども、現実的に限界があるのではないかということ。それが、現実的に皆さん方がデータとしてお持ちになられているいわゆる性犯罪の再犯率というものに比例をしているんじゃないかというふうに私は考えております。

ぜひ,裁判所もしくは検察官が,執行猶予または執行猶予等の代償として,被疑者イコール患者というものに対して治療処分制度を勧告できるように,そしてまた通院をさせるように。

そして同時に,先ほどおっしゃいましたけれども,先ほど私が申し述べたような海外の事例,事案を見ますと,いわゆる副作用というものを御指摘いただきましたけれども,さほど副作用が強いものではないというふうに私が拝読をさせていただいておる文献では載っております。特記すべき副作用なく安全に使えるということがわかっているということ。

昔,それこそ地球は回っているんだと言って死刑に遭いそうになった方がいたわけで,天動説,地動説の争い。医学界でも,私の祖母もがんで亡くなりましたけれども,当時,丸山ワクチンが効くと言われて,私の父が走り回ってその丸山ワクチンをやみで買ってきて,一生懸命お医者さんに渡して打っていたのを,私はちっちゃいときですけれども覚えています。

ですから、そういった中で、少ない理論、少ない説かもわかりませんけれども、

そっちの方も,ぜひ両方,ダブルベットで,ダブルベットというのは寝るベッドじゃなくてかける,ベッティングのベットですけれども,そのベットで可能性というものを探り出して,世の中に第2,第3の被害者というものを生まないように法務省の方にも御尽力を求めたい,そのように考えております。

それから3点目でございますけれども,私どもの地元にも保護司さんがたくさんおいででございます。そして,だんだん犯罪者の行為というものが劣悪な事案がふえる中で,保護司の方が非常に精神的に負担をお感じになられているというケースがふえております。

先般も,御主人を亡くされて,それまではお二人でお住まいだったんですけれどもお一人,今女性の奥様の方が保護司をなさっている方が,保護司が面倒を見る少年に殴られそうになったというお話を聞きました。それ以来,その奥様は,玄関に亡くなられた御主人の靴を置いて,主人は二階にいるのよということで,自分なりの防衛措置というのを図っていらっしゃるということでございます。

社会復帰を被疑者に対して促進をし、そして同時に雇用もふやして、できるだけ 性善説という考え方で犯罪者の方を見ていきたいという気持ちもありますけれども、 同時に、本当の意味で、先ほど来申し上げているような第2、第3の被害者を生ま ないということから、保護司の方々に対する負担の軽減というのも法務省としてお 図りをいただけたらありがたいというふうに考えています。

特に、犯罪者に対してカウンセリングなんといって心の治療をやるぐらいだったら、保護司の方々にも、そういった負担をどうやってヘッジしたらいいのかということ、そういった部分を逆にカウンセリングとか御指導を、今現在でも指導をなさっていると思いますけれども、もっと指導を強化する。もし殴られたときはこうやりなさいとか、そういった何かお考え、もしくは現段階での計画というものがあるのであれば、ちょっとお聞かせをいただけたらありがたい、かように思います。

麻生政府参考人 保護司の先生方には,無給の民間ボランティアとして更生保護 に御尽力いただいておりまして,大変感謝申し上げております。今先生が御紹介さ れましたような例があるということは大変残念に思います。

そこで、私どもといたしましては、保護観察の対象者につきまして担当の保護司さんを決めます際に、対象者の年齢、性別、それからその人にどういう問題点があるかというようなことを把握いたしまして、それを担当する保護司さんを選ぶ際に、その方の年齢、性別あるいは家庭の状況などを踏まえまして、最も適当な保護司さんを選定することといたしております。そのようにいたしましても、残念ながら、今先生がおっしゃったような状況になるという場合もないわけではないようでございます。

そこで、そのような場合につきましては、保護観察所と担当の保護司の方との間の連絡を密にいたしまして、何か御相談があれば保護観察所の幹部を初め全員で対応いたす、こういうふうにいたしております。また、保護司には保護区ごとに保護

司会というのがございますので,その中で先輩の保護司さんあるいは同僚の保護司 さんに御相談いただくというようなこともいたしております。

それからさらに,民間人であられます保護司の方にお任せするのは適当ではない というような事例もあろうかと思います。そのような例につきましては,保護観察 官が直接に担当する,こういう制度もとっております。

保護司の皆様方の活動は,先生おっしゃったように,いろいろ困難な面もあろうかと思いますけれども,このようなことを今後とも充実させてまいりたいと思っております。

中山(泰)委員 ありがとうございます。

法務省における再犯防止のための緊急的対策ということで、資料をちょうだいいたしておりますが、性犯罪者に関する多角的な調査研究を行うということを今後の目途とされている。その4番目の事項に、「性犯罪者を対象とする処遇プログラムに関する海外調査を行い、平成17年度中(4は平成18年度中)を目途に取りまとめる。調査結果は最終的に公表するほか、整理・分析が終了した部分について、必要に応じた活用を検討する」ということが皆さん方の方から発表されています。

ぜひこの海外調査ということ、それと先ほど申し上げた治療的保護観察ということを同時に行っていただいて、人権をかさに着て、左翼的思想、地下的思想で皆さん方に対して、もしくは時の与党に対しているいると犯罪者を保護し過ぎるということ、私の発言に問題があったらおわびを申し上げますけれども、本当に悪いことをした人を本当の意味で治療をするけれども、治らないものは治らないんだということ、それを医学的見地からも治療をしていただくということを御検討いただくことを最後にお願いを申し上げて、私の質問を終わらせていただきたい、かように思います。本日はありがとうございました。

【平成17年4月26日 参・法務委員会 「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律案」】

木庭健太郎君 是非御努力をいただきたい点だと思っております。

それから今日はもう一つ,<u>性犯罪の再発防止策</u>という問題でもちょっとお伺いしておきたいと思います。

先日,この問題,奈良の事件について公判があったばかりでございます。この法案そのものも,性犯罪の再発防止というのが重要な柱の一つだというふうに理解をしておりますが,現在,施設内で行われている指導の内容,効果と,本法律案によって何が改善されるのかについてお伺いもしたいし,ただ心配するのは,刑務所内で特定の者に対してこのような指導を行ってしまうと,今度はその者が犯した犯罪が明らかになってしまうというようなことで懸念する声も実際にあるわけで,その辺も含めて対策がどうなるのか,お伺いしておきたいと思います。

政府参考人(横田尤孝君) お答えいたします。

性犯罪を犯した受刑者に対しましては,現在,一部の行刑施設におきまして性犯 罪防止に関する処遇類型別指導を実施しております。

具体的な内容は施設ごとに異なりますが、1 こま約1時間の指導を月1回から4回の頻度で4単元から12単元を実施いたしまして、内容としては、講義、VTR 視聴、集団討議、カウンセリング、グループワークなどを組み合わせて行っております。

終了時のアンケートの結果などによりますと、被害者の苦しみや自分の犯した罪の重大さを認識できるようになったなどの感想が見られるなど、相応の効果を上げているというふうに承知しております。

しかしながら,これらの指導は法律上の根拠が明確ではなかったことから,受刑者に対して受講を強力に働き掛けることが困難な状況にあり,また,指導プログラムにつきましても各施設が試行錯誤の上で実施しているものでございまして,統一的,標準的なプログラムが存在していないなど,十分とは言い難い点がございました。

本法案におきましては、受刑者に必要な改善指導等を受けることを義務付け、性犯罪を犯した受刑者に対しても必要な改善指導を受けるよう強力に働き掛けることが可能になるようにしているところでございます。

また、法案の趣旨に即しまして、性犯罪防止のための指導を内容的に充実させるために、精神医学、心理学等の専門家の協力を得て科学的、体系的なプログラムを 策定することとしておりまして、そのための第1回の会合を本月28日、つまり明 後日でございますけれども、開催する予定としております。

一方,御指摘のように,集団指導の場合には,同じ罪名の者同士がグループで話し合うことで自己の問題性に対する認識が深まるという効果がある一方,特定の罪名の者につきましては,自分の罪名をほかの受刑者に知られることに抵抗があり,処遇類型別指導に対して拒否的になるといったことが考えられます。

この点に関しまして,現在でも処遇類型の名称につきましてほかの受刑者に分からないような記号を使う,例えば,1群,2群というような言い方をしたり,あるいはAコース,Bコースというような言い方をしたり,そのような工夫をしております。また,同一の処遇類型別指導に編入されている者に対しましては,互いに出席者や発言内容を秘密にし合うよう約束させるなどの配慮をしているところでございまして,今後とも,処遇の実施面における有効な方策を検討してまいりたいと考えております。

木庭健太郎君 今お話があったように,28日ですか,第1回目のこのプログラム研究会の会合があるということでございますが,これ具体的に,話せる範囲内でメンバーとか内容とか,そしていつまでにこれをまとめ上げようとなさっているのかその見通し,その辺についてもお話を併せて伺いたいと思います。

政府参考人(横田尤孝君) ただいま申し上げました性犯罪者処遇プログラム研究会というもののでございますけれども、これは、今申し上げましたように、あさって第1回開催する予定でございますが、この研究会には精神医学や心理学、犯罪学などの専門の方々8人の出席をお願いしているところでございます。

研究の進め方等に関してでございますが,第1回の研究会におきまして,これはこの委員の,研究会の専門家の方々の御意見を伺いながらでございますけれども,進め方については第1回の会合で具体的に検討することになります。

しかし、おおむね私どもの考えといたしましては、6月までに矯正及び保護における性犯罪者処遇の現状の説明や川越少年刑務所における処遇類型別指導の実情視察などを行った上で、7月以降に、メンバーの指導を得ながら、矯正及び保護のワーキンググループにおいてそれぞれ指導プログラムを本年中に開発、策定する予定としております。この策定の方法といたしましては、メンバーの指導を得ながらと申し上げましたけれども、これは、それぞれ実務家とそれから専門家が一緒になって具体的に進めて、試行錯誤しながらプログラムを練り上げていくという、そういうやり方を考えております。

木庭健太郎君 先ほども話があったように,一つの統一的なものがないことで今 非常に困っている面もありますし,まあ慌てて変なものができても困りますが,で きるだけ早い段階でこういうプログラムを作り上げる必要があると思いますので, 精力的な審議をお願いをしておきたいと,このように思うわけでございます。

そして、刑事施設内でこういった指導をすることも大事なんですけれども、その 出所後の問題、この対応も重要と考えられるんですが、例えば薬物であるとか、酒 の問題であるみたいなことになると断酒の問題ですよね。これはそれぞれ民間の団 体もあるし、そういうのと出た方との交流の問題もあるんでしょうが、これ性犯罪 者の問題になるとどう考えていけばいいのかと。現在の体制、そして行政としての 取組、何か考えられるのか、保護局長から御答弁をいただいておきたいと思います。

政府参考人(麻生光洋君) 社会内処遇におきましても、民間の関係者の皆様方との連携が重要であると考えております。

そこで、性犯罪者の関係でございますが、性犯罪者につきましても自助グループというのはございます。現在におきましても、保護観察対象者が自助グループに参加している例もあると承知いたしております。ただ、先生が御指摘になりました断酒会でありますとかあるいは薬物関係のダルクというような関係の自助グループと比較いたしますと、歴史も浅く数も少ないと、こういうのが実情でございます。

そこで,私どもといたしましては,今矯正局長の方から御説明がありましたように,処遇プログラムをこれから研究開発するわけでございますし,それから法務総合研究所では性犯罪者に対します多角的な研究を行うことといたしております。それらを踏まえまして,今後も様々な自助グループ等,更生保護を支援していただける民間の皆様方と連携して犯罪者の更生に貢献してまいりたいと考えております。

木庭健太郎君 それとともに,この性犯罪者の出所者情報の提供という問題が, これもマスコミにも報道され,大きな論点になっているようでございます。

警察庁とも協議を進められ,ある程度の方向性は出ていると思いますが,その対応策,提供の対象,内容について確認をしておきたいんですけれども,被害者が12歳以下の者に限るという話もあっておりますが,その理由をお伺いしたいし,やっぱりその被害者が成人の場合も含めて,13歳以上の事件について対象外ということの理由も,これも聞きたい部分,国民がこれ納得できるのかどうかという点も非常に疑問な面もありますが,この辺も含めて御答弁をいただいておきたいと思います。

政府参考人(横田尤孝君) お答えいたします。

警察庁から,本年6月1日を期して,13歳未満の子供を対象とした強姦や強制わいせつ等の暴力的性犯罪を犯した受刑者について法務省から出所情報の提供を受けたいという要請がございましたので,法務省といたしましては,受刑者の改善更生に配慮しつつ,再犯を防止するための取組に積極的に協力するという観点からこの要請に応じるべく準備を進めておりまして,現在,具体的な運用方法について最終的な協議を行っているところでございます。

情報提供の対象を13歳未満の子供を対象とした暴力的性犯罪とすることにつきましては、警察庁からこのように聞いております。子供を対象とする暴力的性犯罪につきましては、子供は犯罪の回避能力が低い、それから子供は特に心身に受けるダメージが大きい、保護者など地域社会に与える不安が大きいことから、その未然防止が特に求められているところ、その対策として特に前歴者による再犯の防止を図ることが有効であることから、これらの罪に係る受刑者について法務省から出所情報の提供を受け、前歴者の出所後の動向の把握に努めたいという、こういう警察庁からの御説明がございました。

なお,13歳未満の子供を対象とした暴力的性犯罪以外の犯罪につきましても,まずは警察においてどの範囲の情報をどのように活用するのかの検討がなされた上で,必要な情報が有効かつ適切な方法で提供されるよう,現在,警察との間で協議を進めているところでございます。

木庭健太郎君 そうすると,法務省そのものの,この12歳の問題については, 法務省そのものの考えというのは何か表明されているんですか,法務省そのもの。

政府参考人(横田尤孝君) これは委員も御案内かと思いますけれども、そもそもこの出所情報の提供の問題は、警察庁の方から申入れがございまして、私どもといたしましては、現行法の下でそれに応ずることが可能かどうか、応ずるとしてどの範囲が可能なのかといった、そういう形で進んできておりますので、私どもといたしましては、警察庁の方の御提案を受けて、そしてそれについて応ずることが相当かどうか、できるのかどうか、相当かどうかという、そういう判断の仕方をいたしておりますので、法務省として先にこうだああだという考え方は特に取っており

ません。

【平成17年5月12日 参・法務委員会 「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律案」】

松村龍二君 仮出獄後は保護観察を受けるという話でございますが、これは効果を上げているのかどうか、お伺いします。また、満期釈放となった者と再犯率に違いがあるのか。また、その前にどのような場合に仮出獄が許され、その後のアフターケアの枠組みはどのようになっているのか、お伺いします。

政府参考人(麻生光洋君) まず,仮出獄が許される条件の方からお答えいたします。

仮釈放の許可につきましては,刑法第28条の規定におきまして,一定の刑期を 経過した者について改悛の情があるときに行政官庁の処分によって許すことができ るとされております。

これを受けまして,犯罪者予防更生法の規定によりまして,その行政官庁として 地方更生保護委員会が,本人の人格,在所中の行状,職業の知識,入所前の生活方 法,家族関係その他の事項を調査して審理をし,仮釈放の許否の決定をいたすこと となっております。

その後のアフターケアでございますけれども、仮釈放が許されました場合は残刑期間を保護観察に付されることになりまして、保護観察官と保護司が共同いたしましてその者の生活状況を的確に把握するように努め、保護観察期間中の遵守事項を遵守するように指導監督するとともに、生活基盤の確立に向けての様々な相談や就職支援などの具体的な援助をその必要性に応じて個別的に行い、社会復帰の支援と再犯の防止に努めております。

次に,再犯率,それから効果があるかと,こういうお尋ねでございますけれども,再犯率につきましては,平成13年に矯正施設から出所した受刑者について,出所後3年が経過したまでに矯正施設に再入した者の割合は,仮釈放者が約23%,満期釈放者が約44%となっておりまして,仮釈放者の再入所率は満期釈放者に比較して低くなっております。

また,平成16年に保護観察を終了した仮釈放者について,仮釈放中に再犯により刑事処分を受けた者の割合を見ますと,約1%となっております。

その効果の点でございますけれども、個別の事案を見ますと、先ごろのような重大再犯を犯す事例もございますので、私どもといたしましてはなお努力しなければならないものと考えておりますけれども、全体の数字といたしましては先ほど申し上げたような数字になっておりますので、保護観察は相応の効果が上がっているものと考えております。

今後とも、保護観察の充実強化に努めまして、仮釈放者の更生を援助し、再犯を

防止してまいりたいと考えております。

松村龍二君 ただいま効果が上がっているという話がございましたが,先ほどの話のように,知的,身体的障害の方は満期までお勤めになると。あるいは非常に悪質だから満期までいたという人が社会へ出たときに再犯を犯す率と,優秀だから仮釈放という場合で社会復帰ということもあろうかと思いますので,それは先ほどの数字だけで効果が上がっているとも言えない面もあるのではないかなと指摘させていただきます。

保護司は5万人いるようですが,どのように仮出獄後の保護観察の担当を決めているのか,お伺いします。

政府参考人(麻生光洋君) 仮出獄になった者の担当の保護司を決めるに当たりましては,本人が起こしました犯罪の内容,それから本人及び保護司の年齢,性別,経歴,それから本人宅と保護司宅との距離等を考慮いたしまして,適任と思われる保護司を選定いたしております。

松村龍二君 保護司の問題につきましては,与野党の各委員の方々から昨年から何回も質問も行われているわけですが,保護観察は保護観察官と保護司が協働態勢で行うこととされておりますが,両者はどのような役割を担い,その中で,保護司が行う環境調整という難しい言葉ですが,保護司が行う環境調整と保護観察の具体的な内容はどうなっているのか,お伺いします。

政府参考人(麻生光洋君) 先生御指摘のとおり,我が国の保護観察は,国家公務員であります保護観察官と,民間ボランティアであります地域の事情に精通していらっしゃる保護司がそれぞれの特徴を生かして処遇に当たっておるわけでございます。

その役割分担でございますが、具体的には、保護観察官は心理学、教育学、社会学などの専門的知識を生かしまして、本人の問題性を把握し、処遇の方針を策定し、それぞれの事案に適任と思われる保護司に担当を依頼いたしております。保護司は、保護観察官の作りました処遇の方針に基づきまして矯正施設入所中から本人の受入れ環境を調整いたしまして、保護観察におきましては毎月本人を保護司の自宅に訪問させて面接をいたしましたり、保護観察を受けている者の家庭訪問を行うとともに、その家族とも面接をするなどのきめ細かい指導を行いましてその立ち直りを助けております。また保護観察官は、保護司からの報告や相談を受け、必要に応じて保護観察官自らが直接本人と面接し、指導するなどいたしておるところでございます。

松村龍二君 保護観察を保護司と保護観察官が協働して行っているということですが,事件を担当している保護観察官は何人いるのか,お伺いします。

政府参考人(麻生光洋君) 平成17年度に保護観察所に置かれております保護 観察官の定員は約一千名でございます。これらの保護観察官の共同体制によりまし て保護観察を行っているわけでございますけれども,このうち,管理職などを除き まして第一線で実際の保護観察事件の処理に当たっている保護観察官は約630人でございます。

松村龍二君 この質問をするに当たりまして,私は,我が地元の保護観察,保護司の体制等についてちょっと伺ってみたんですけれども,私の県は全国で最も小規模の保護観察所の一つで,職員は所長以下11人いると。しかし,事件を担当する保護観察官は事実上3人だと。人口80万ですけれども,保護観察官は3人であると。それで,せっかくの機会だから増員するように大臣に質問してやろうかと言いましたら,ちょっと何か口ごもっておりましたけれども,あと二人ぐらい欲しいなということを言っておりました。

それで、次から保護司の質問に入るわけですけれども、保護司につきましては、現在、我が県は421人おりまして、充足率が95%。76歳まで勤めることができるということで、ここ1、2年前にその定年が決められたようですが、今まで会長をやっていた人は、13年ぐらい会長をやって、今、自分が辞める後には後任を探して、保護司が探して埋めるような伝統的気風があるので、我が県は一応充足していますというような話でございました。76歳で辞めさせられるということについて何か不満げな、まだまだ元気なのにというようなお話でございました。

それで、保護司はどういう活動をしているかということを伺いましたところ、昨年7月、我が県で集中豪雨があったわけですが、堤防も決壊いたしまして、福井市内に濁流が流れ込んだわけです。その濁流によりまして、福井市の保護司も17名の方が罹災しましたけれども、床上浸水という程度だったんですが、そんな中でも、保護観察中の者を担当する保護司は、自宅のことを後において速やかにその者の安否の確認に赴き、励ましと生活指導を行い、動揺等のないように努めましたという、大変、昔風の日本人といいますか、責任感旺盛な方が保護司を務めておられるなというふうなことを感じた次第であります。

また,ついでに申し上げますと,地域の祭りやイベントなどの折に保護観察中の者が他の仲間と集団で騒いで地域の迷惑にならないように,仮出所の人間の保護という保護観察というよりも,少年の刑務所へ入る前の保護観察というのを受け持っている例が多いようですけれども,集団で騒いで地域の迷惑にならないように,当日を面接日に当てて指導して祭りに行かぬようにしたり,保護司が複数で巡回するなどして抑止に配慮していると。

こういう昼夜を分かたない保護司の不断の努力については広く社会の認識を得たいところでありますが、同時に、ボランティアであり、ささやかな実費弁償しかもらっていない。保護観察事件を1件担当して月3千円、何件もお預かりしている方で月2万円から3万円の実費をいただいておるというような状況でありまして、全く保護司の善意を頼りにしておるという感があるわけであります。

そこで,御質問をするわけですが,我が国の社会内処遇がこのように保護司に支 えられているのはなぜか,お伺いします。 政府参考人(麻生光洋君) これは多分歴史的なものではないかと思われるわけですけれども,先生も御存じと思いますが,明治21年に金原明善という人が,我が国最初の更生保護施設であります静岡県出獄人保護会社というものを設立いたしました。で,静岡県下に約1700人の保護委員というものを委嘱したことがございます。これが現行の保護司制度の先駆と言われておりまして,以後,各地で出獄者の保護を行う民間団体が相次いで設立されるなどいたしまして,民間篤志家の自発的な慈善事業として発展してまいりました。その後,現在の保護司の前身でございます司法保護委員というものが昭和14年に法制度化されたわけでございますけれども,戦後,犯罪者予防更生法,保護司法が制定されまして,現行の保護司制度に引き継がれたわけでございます。

我が国の社会内処遇が保護司さんによって支えられているのは,このような歴史 的経緯によるものではないかと考えております。

松村龍二君 本年2月22日に,法務省におきます<u>再犯防止のための緊急的対策</u>という四本柱の対策を立てられたわけです。性犯罪者についての多角的調査研究,保護観察等の充実強化,就労支援,受刑者出所情報の共有と,警察との共有というような四つの緊急的対策を立てられたわけですが,保護観察所ではどのような対策を実行してきておるか,お伺いします。

政府参考人(麻生光洋君) 今御指摘がございましたように,2月22日に再犯防止のための緊急的対策を発表させていただきました。そのうちの更生保護の分野に関するものについて御説明いたします。

まず、社会内処遇の充実強化の関係でございますけれども、本年度中をめどに、社会内における性犯罪者に対する再犯防止プログラムを策定いたしまして、策定後、性犯罪仮釈放者等に対しまして、その者にふさわしい処遇プログラムを受けることを遵守事項として定め、これを守るよう指導することといたしておりまして、4月28日に、矯正局と保護局の合同で性犯罪者処遇プログラム研究会というものを立ち上げました。ここで処遇プログラムの開発を進めておるわけでございます。

また,この2月22日の緊急的対策の発表の前でございますが,保護局では,本年の1月から,性犯罪者の処遇に関しまして,保護観察官の直接的関与の強化を図るとともに,保護観察官や保護司に対しまして性犯罪者処遇に関する研修を実施するなどいたしまして,処遇の充実に努めているところでございます。

さらに、本年3月には、保護局から、仮釈放中の所在不明者に対する所在調査の 充実強化を指示いたしました。保護観察所においては、仮出獄中の者が所在不明に ならないように指導を強化するとともに、所在不明となったことが判明した場合に は迅速に所在調査を開始し、早期の所在発見に努めるなどいたしております。

第 2 に , 犯罪者の更生のための社会の支援体制の強化を図るための措置の関係で ございますが , これにつきましては , 協力雇用主をより 一層増やすことなどにより まして就労先の確保に努めておるところでございます。 第3に、受刑者の出所後の所在等に関する情報の取扱いの関係でございますが、 13歳の子供を対象とした強姦や強制わいせつ等の性犯罪を犯した出所者につきま して、対象者の改善更生に配慮しつつ、本年6月をめどに、当該性犯罪者、犯罪受 刑者の出所後の所在等に関する情報を警察に提供することとし、準備を進めている ところでございます。

なお,13歳未満の子供を対象とした暴力的性犯罪以外の犯罪につきましても,当省が持っております出所情報で犯罪の取締りに必要なものにつきましては,再犯を防止するための取組に積極的に協力するとの観点から,警察に対し提供する方向で協議を進めているところでございます。

保護局といたしましては,安全で安心して暮らせる社会の実現を願う国民の声に こたえるため,保護観察中の者の再犯防止,改善更生を図るという責務を再認識い たしまして,引き続き再犯防止策の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

松村龍二君 最後に,大臣にお伺いしますが,行き場のない刑務所出所者の自立のためには,<u>更生保護施設</u>において効果的な処遇を実施するだけの体制を整備する必要があるということは先般も指摘されております。また,刑務所からの出所者の増加が見込まれることから,更生保護施設を拡充する必要があるんではないか。全国101か所あるけれども,民間の施設であると。これだけの時代になりますと,官が,官から民へと言いますが,民から官へということも必要なものは必要だろうというふうに思いますが,更生保護施設を官で準備するというようなことも必要ではないかというふうに思いますが。

こういう問題を含めまして、保護司や更生保護施設に対する所見と今後の社会内処遇の充実への取組、先ほど申しました増員の問題について努力いただいておりますけれども、保護観察官も保護司と1対80というふうなことで、保護司が扱えない難しい問題を保護観察官自身で動き回るにも人数が足りないと。福井県も、2人とは言いませんが、1人だけでも増員を図っていただきたい。また、検事についても福井県は五人しかいなくて、検事正と次席検事、それで、1人故障がありますと、2人で事件処理と公判廷の維持もやっておると、こんな状況でございます。

犯罪,少年犯罪等が非常に広がっていく中で,今後ともますますその御尽力を賜りたいというふうに思いますが,最後に大臣の御意見をお伺いします。

国務大臣(南野知惠子君) 先生から福井県の御陳情をいただいたわけでございますが,これは全国,全県下でもニーズがあるのかなというふうに思っております。

福井県におけます保護観察の方が3人おられる。その3人の方々は本当に充実したお仕事をしていただけているんだろうなと思っております。76歳での退職が御不満ということであれば、またその退職後もいろいろと我々のこの行政についてお仕事をしていただきたいな、温かい心で見守っていただきたいなとも思っております。また、保護司の方も、水害にもかかわらず本職を全うしていただけるということは、大変福井県の方々は心が温かいのかなというふうにも思っておりますが、一

般論を申しますと、昨今の社会情勢また犯罪情勢を反映いたしまして、保護司の方々に行っていただいている活動は本当に困難の度を増しているというふうに思っております。物心両面にわたりましてますます多大な社会貢献をお願いしているのが実情であろうかなと。保護司の皆様方には本当に、どの県に対してもですが、心から感謝の気持ちで一杯でございます。こうした保護司の方々の御苦労に少しでも報いることができるように、法務省といたしましても様々な努力を尽くしてまいりたいというふうに思っております。

さらに,更生保護施設につきましては,昨今,高齢者又は病弱者などの処遇に特別な配慮を要する入所者が増加してきております。その処遇機能の強化が求められているところでございます。他方,現在のすべての更生保護施設は民間の更生保護法人によって運営されており,その脆弱な経営基盤の改善,さらに厳しい勤務条件の施設職員の待遇改善,これも大きな課題となっております。更生保護施設の重要性と,それから日夜御苦労の多いその仕事に思いをいたしまして,更生保護施設の運営基盤の強化と処遇機能の充実に努めてまいりたいと考えております。

また、保護観察所につきましては、急激な犯罪情勢の悪化によりまして処遇困難な事案が増加してきております。しかしながら、善意の保護司の方又は更生保護施設にこれ以上過度の負担をお願いすることは適当ではないということも考えております。支援体制をこれまで以上に充実させる必要が極めて高く、今後、鋭意そのことについて努力してまいりたいと思っております。

【平成17年5月17日 参・法務委員会 「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律案」】

井上哲士君 日本共産党の井上哲士です。

この法案の最後の質問になりますけれども,今日はまず更生保護の問題について お聞きをいたします。

先日,<u>保護観察中の札幌の男性容疑者</u>が,容疑者じゃないですね,男性が,東京に転居して少女監禁事件を起こすということが起きました。報道によりますと,七か月間この動向をつかめていなかったと。大臣は,必要ならば保護観察制度の見直しをしなければならない,状況,実情を把握し,取り組みたいというコメントを新聞等で出されているわけですけれども,その後,法務省として,保護観察中の転居については届出制から許可制にしたいというような報道も行われておりますが,この制度の検討内容についてどういうふうになっているのか,まずお願いをいたします。

国務大臣(南野知惠子君) 先般の安城市におけます通り魔殺人事件に続きまして,また保護観察対象による重大再犯事件が発覚したことを大変重く受け止めております。

今回の少女監禁事件につきましては,現在,事務当局に指示いたしまして,保護 観察の経過等について詳細な調査を,また分析を行わせているところでございます。

法務省におきましては,二月に発表いたしました再犯防止のための緊急的対策に取り組んでおりますほか,今後,調査と分析をも踏まえまして,保護観察制度について見直す点がないかどうか,それも含めまして,幅広い観点からの検討を進めていくこととしたいと考えておるところでございますが,現時点において特定の項目に検討対象を定めているということではございません。

井上哲士君 報道によりますと、東京にこの容疑者がいるときは保護司が月一回 訪れていたということですから、いわゆる観察官の直接担当ではなかったんだろう と思うんです。

この保護司制度というのは、民間のボランティアに支えられた非常に誇るべき制度だと思います。それ自体は更に発展させる必要がありますけれども、やはりボランティアの域を超えるような責任は持っていただくべきではないと思うんですね。非常に困難な事案は増えています。社会環境も変わっている。そういう中でこういうボランティアの責務を超えるようなことをお願いし続けますと、本来の制度の役割を果たし得ないし、維持も困難になるんではないかということを3月の質疑でも申し上げました。

国が責任を持つ部分を明確にして体制も充実させる,そこまで踏み込んだ見直しが必要だと思うんですけれども,その点,当局としていかがでしょうか。

政府参考人(麻生光洋君) 先生御指摘のとおり,現在の保護司さんと保護観察官の協働態勢による保護観察制度は大変大事な制度であると思っております。また,先生御指摘のとおり,昨今の社会情勢あるいは犯罪情勢を反映いたしまして保護司さんの活動が困難になっていると,こういうこともまた事実でございます。一方で,保護観察官が行っております仕事につきましても処遇困難な事案等が増えておりまして,これらにつきましても,最近の情勢を踏まえまして,保護観察官による直接処遇を強化しようというふうなことも考えておるわけでございます。

こういう状況を踏まえまして,私どもといたしましては,保護司さんの御苦労に少しでも報いるようなことができるように努力をいたしてまいりたいと思っておりますし,また保護観察官の,保護観察所の体制の充実を図る必要性が極めて高いということも考えておりますので,今後,御指摘の点も含めまして,鋭意努力してまいりたいと思っております。

【平成17年6月3日 衆・内閣委員会 「構造改革特別区域法の一部を改正する 法律案」】

藤田幸久委員 (略)時間がないので,刑務所の民間委託で重要なのは,社会復帰と更生関係だろうと私は思うんです。

私も足立寮という更生保護施設を訪問したことがありますけれども,3代にわたって福田さんという方が,自分の会社でたまたま出所者を受け入れたことによって3代でやっていらっしゃるわけですが,いわば篤志家の意思によって任せておるというだけではなくて,刑務所ですら民間委託をしているということであるならば,今社会復帰というのは非常に重要ですね。この2月にも,安城の事件も,更生保護施設から出てきた方がああいう事件になったということで,その辺の補完関係ですね。

刑務所もそうだけれども,<u>更生保護施設</u>の社会復帰,更生のプロセスにおける民間のいろいろな知恵,足立寮というところでも料理教室をやったりとか,精神科医師あるいは保健婦の方を呼んできたりとか,やっているようですけれども,その辺をもう少し手厚くすることが刑務所の民間委託と同時に必要ではないかという印象を持ったんですが,いかがでしょうか。

麻生政府参考人 更生保護法人についてのお尋ねでございますけれども,更生保護法人は,今御指摘にありましたとおり,犯罪や非行を犯した者で,身寄りがないなどの理由で帰住先がない者につきまして,これを保護して更生を助けている施設でございます。私どもといたしましては,刑事政策上欠かすことのできない重要な施設と認識いたしております。

現在,全国で101施設ございますけれども,すべて民間の更生保護法人によって運営されている実情でございます。委員の御指摘のありました更生保護法人もそのうちの一つでございます。

更生保護施設におきます保護のほとんどは保護観察所からの委託によるものでございまして,国は保護を委託したときに所定の更生保護委託費を支弁することになっておりまして,更生保護施設の収入の多くはこの更生保護委託費に頼っているのが現状でございます。

また、老朽化した施設が数多くございますが、更生保護法人の多くは経営基盤が 脆弱でありますため、平成6年に更生保護施設整備費補助金の制度を設けまして、 改築等の支援を行ってきております。

また、中で行っておることでございますけれども、近年の刑務所収容者数の増加や厳しい雇用情勢の影響によりまして、更生保護施設に保護を求める人たちがふえているわけでございますけれども、薬物の問題を抱える人、アルコール問題を抱える人を初めといたします社会適応に困難な方々の割合が高くなっている、こういう状況にございます。就職が厳しく更生保護施設から自立しにくくなっていることなど、更生保護施設の運営は難しいものとなっております。

私どもといたしましても,これまで更生保護委託費及び更生保護施設整備費補助金等予算面の充実に努めてきているところでございます。また,更生保護施設における効果的な処遇プログラムの策定や,保護観察所との連携強化等による支援体制の充実に努めてきているところでございます。今後ともさまざまな形での支援を一

層強めてまいりたいと思います。

藤田(幸)委員 何か,いわば主食に対して副食というんですかね,その副食部分を一応やっているという程度に聞こえたんです。もう少しやはり,社会更生というのは非常に重要だろうと思っておりますので,民間委託を刑務所でやるならば,社会更生保護施設についてももう少ししっかり取り組んでいただきたいという印象を持ちましたので,お願いをしたいと思います。

【平成17年6月3日 衆・法務委員会 法務行政等に関する一般質疑】

秋葉賢也委員 皆さん,おはようございます。自由民主党の秋葉賢也でございます。

四月の補欠選挙で初当選をいたしました。早速こうした一般質疑の機会をちょう だいしましたこと,心より御礼を申し上げたいと存じます。

私も、この法務省の仕事というもの、改めて概括を勉強してみますと、想像していた以上に極めて広範囲な守備範囲を担っているなということを再認識するわけでございます。その所管しております法律を1つ1つ数えてみますと、実に233本にも及んでおりまして、我が国の法律全体の数が、数え方にもよりますけれども2千から3千ということを考えますと、その中核の部分を所管していると言っても過言ではないと思います。

そういう意味で,行政の役割,行政の使命というものが国民の皆さんから行政の 不作為だと言われることがないように,しっかりと国民ニーズというものにこれか らこたえていくということが大事であろうというふうに思っております。

とりわけ、法務省の事務事業の中でも、やはり治安の維持ということも大変重要な課題の一つでございまして、刑事司法に与えられた重要な役割でございます。長らく我が国も世界一安全な国だと言われておりましたけれども、ここ10年ほどの間に犯罪情勢は急速に悪化をしてきておることは周知のとおりでございます。 検挙率の低下あるいは犯罪の認知件数の激増などが実態として見られるわけでございますけれども、特に犯罪者の再生を目指した処遇の改善充実というものが今問われているのではないかなというふうに思っております。

言うまでもなく,我が国の保護観察行政は,約1千人の保護観察官,それから現場では約五万人の保護司が,いわば官民協働によってきめ細かな対応が行われ成果を上げてきているわけでございますけれども,残念ながら,ここ直近の事件を見渡しても,保護観察中の者による再犯が凶悪事件に結びつくというケースが少なくございません。

そんな中で,5月の31日,月末,南野大臣が記者会見で示されました<u>保護観察の充実強化</u>についての声明といいますか記者発表というのは,大変時宜を得たものだと思います。おおむね3つの柱からこれからの保護観察行政の充実強化というこ

とに言及されておりますけれども、いずれも重要な課題でございまして、きょうはそうしたそれぞれについての具体策なども後ほど伺ってまいりたいと思っておりますが、まず初めに、この大臣が発表されました方針というものの実現のためのこれからの取り組みと具体的なスケジュールというものを伺っておきたいと存じます。

南野国務大臣 御当選おめでとうございます。

早速に御質問をいただきました。

5月31日の火曜日,今先生から御質問ございましたことでございますが,重点的に取り組む課題として挙げた事項のうち,法改正にわたる問題につきましては国会における御議論を踏まえる必要があります。しかし,その上で,できるだけ早期に対応したいと考えていることでございます。

また,その就労支援策ということも大切でございまして,できるだけ早く検討を 進めさせたいと考えております。

またさらに,更生保護制度全般の見直しということにつきましては大きな問題でございます。容易に結論が出るものばかりではございませんが,遅くとも1年以内に結論を出していただきたい,出させたいと考えております。

安全,安心な社会の回復が喫緊の課題となっている中で,保護観察は犯罪を行った者の更生と社会復帰を促し,社会を犯罪から守る重要な役割を担っているということから,その充実強化のために真剣に取り組んでまいる所存でございます。

秋葉委員 ありがとうございます。

1年以内をめどに結論を出して,速やかに対応していきたいという御回答がございました。結論の出たものから随時,速やかに本当に対応していっていただきたいなというふうに思います。なかなかこうした議会でのやりとり,期限を具体に明示するということは難しい部分もあろうかと思いますが,できるものから随時やっていくという姿勢も大事だと思っておりますので,よろしくお願いしたいと思います。

やはり現場で更生保護行政の最前線を担っておりますのは,言うまでもなく<u>保護</u>司でございます。これは大臣が委嘱をされ,定員が5万2500人ほどでございますが,今現在は4万8千人ぐらいで,ずっと充足率も92%から3%台で推移しているわけでございますが,大変優秀で精力的に取り組まれている保護司の皆さんは大変多うございまして,本当に私どもも頭の下がる思いなわけでございます。

その一方で、保護司の果たしている役割が大きいことから、やはり適任者の確保策というものをさらに工夫をしていく必要があるだろう。例えば、公募制の導入でありますとか、幅広く告知をしながら適任者を募集していくというような、いわゆる多様な任用のあり方というものも考えていく必要があると思っておりますけれども、今後の方策について伺っておきたいと存じます。

麻生政府参考人 委員御指摘のとおり、保護司は無給で保護観察等の困難な活動に、文字どおり日夜従事されておりまして、更生保護の根幹から支えていただいている方々でございます。保護司に適任者を確保いたしまして保護司制度の充実を図

ることは極めて重要な課題であると私どもも認識いたしております。

しかしながら,近年,地域の連帯が弱まっていること,それから保護司の職務が 困難化していることなどから,適任者を得ることがこれまでに増して難しくなって いる実情にございます。

従来は、退任される保護司の方が後任の方を推薦される例が多かったわけでございますけれども、今後は、委員御指摘になりましたように、より幅広い国民の層から保護司の適任者を得ることができるようにするために、例えば、地方公共団体、教育、福祉等の地域の関係機関、団体などと連携いたしまして、保護司にふさわしい候補者を開拓する方策を検討してまいりたいと考えております。

また,保護司さんの諸活動について広く社会に知っていただくことも何よりも重要であると考えておりますので,保護司活動の積極的な広報にも努めてまいりたいと考えております。

秋葉委員 きょうは言及するいとまがありませんけれども、保護司の充実確保策についての御答弁をいただきましたが、一方で、やはりその取りまとめ役は紛れもなく保護観察官でございます。我が国の保護観察官も、御案内のとおり千人ほどはおりますけれども、実際現場で対応されている数となりますと630人前後ということで、まさに少数精鋭の体制になっております。保護司の充実強化という課題とともに、庁内的な保護観察官の育成、増員ということも今後十分検討していっていただきたいということで要望しておきたいと思います。

また一方,保護司の充実強化の中でとりわけ意を用いていかなければならないと 思っておりますのは,やはり少年犯罪が増加をしているということでございます。

保護観察中の再犯者数及び再犯率の推移,種類別に1号観察から4号観察まで分けられるわけでございますけれども、保護司が主に担っておりますのは4号観察が多いわけですが,再犯率が一番高くなっているのもこの四号観察なわけです。平成12年,36.4%の再犯率で,ここ14年,15年には37%台を超える再犯率が示されてまいりました。そして,何といいましても,年間の保護観察の新規受理人員というものが8万人ぐらいいるわけですけれども,この8万人の保護観察事件の対象者のうち約7割が少年なんだという事実を私はやはり冷静に認識する必要があるんじゃないかと。

もちろん,先ほども何度も繰り返し申し上げておりますように,現場の保護司さんは本当に頭の下がるような努力をしていただいているわけですけれども,その一方で,ややもすれば,年齢的なギャップがあることから円滑にいかなくなっている部分があるかもしれませんし,そして,何よりも保護司自体が多様な年齢構成の中で構成されているということが理想なわけでございまして,とりわけ保護司の若返り策というものにこれから本格的に取り組んでいく必要があると思っておりますが,どのようにお考えになっておりますでしょうか。

麻生政府参考人 委員の御指摘については,私どもも全くそのとおりだと思って

おります。

先ほど御指摘がありましたように、保護司さんの平均年齢が大体、約63歳でございます。それから、保護観察の対象者の過半数が少年であるということも、これも事実でございます。そのようなことも含めまして、保護司さんの年齢の若返りを図ることが大変重要なことであると考えております。先般、保護司さんにつきまして、いわゆる定年制と申しますか、委嘱の上限を76歳未満といたしましたのもそのような観点からでございます。

先生御指摘になりましたように,やはりできるだけ幅広い層,幅広い職種の方から保護司さんになっていただくということが重要だと考えておりますので,先ほど申しましたような方策をとりまして,より幅広い年齢層の方,より幅広い分野の方から保護司さんになっていただくように努力してまいりたいと考えております。

秋葉委員 具体的に、いわゆる公募制の導入というのは私は非常に効果があると思うんですね。つまり、現場では、地区の会長さんが会員の皆さんに諮りながら、推薦をして、そして委員会に諮られるというプロセスをとっているわけです。ですから、その一連のプロセスの中でリクルートメントにかかってこないという、そもそもそういう問題があると私は思っているんですよ。ですから、広く新聞で募集広告をして、意欲のある人というような、そういうやり方をぜひ私は近々導入してほしいと思うのですが、どうですか。

麻生政府参考人 保護司さんに適任者を確保する方策について,私ども,これまで何年間も検討してまいりました。公募制につきましても,もちろん検討課題の一つでございます。現在も別に法律的に閉ざされているものではなくて,やはりこれまで私どもの保護司さんについての広報が足りなかったのではないかというふうに反省いたしております。

そのようなことで,先生御指摘になりました公募制というものについてももちろん視野に入れて,今後検討してまいりたいと思っております。

秋葉委員 私自身,公募で選ばれた候補者だったからこだわるわけじゃないんですけれども,やはり幅広くいろいろな方にチャンスを確立していくということが大事だと思っておりますので,よろしくお願いしたいと思います。

それから、保護司は、御答弁の中にもありましたが、現在無給で、まさにボランタリーの中で我が国では担われてまいりました。私は今後もボランタリーが基軸でいくべきだとは思っておりますが、その一方でやはり実費弁償の部分は充実強化をしていくということが必要だと思いますが、この点についてはどう対応されていくお考えでしょうか。

麻生政府参考人 この点も委員御指摘のとおりでございまして,基本的には無給で,ごくわずかでございますが実費弁償金をお渡ししているというのが実情でございます。

保護司さんにお願いをいたしております事件の状況を見ますと,最近の犯罪情勢

等の悪化を受けまして,保護観察事件それから環境調整事件,いずれも増加いたしております。また,事件の内容を見ましても処遇活動が困難化している状況にございますので,保護司さんの処遇活動の基盤を強化するという観点から,平成17年度予算におきましては,事件数の増加分のほか,保護司さんの処遇能力向上のための保護司研修の充実等を図ることといたしまして,保護司実費弁償金に対前年度約1億4300万円増の約40億3千万円を計上いたしております。

実費弁償金の充実を初め保護司の待遇改善につきましては,法務大臣からの御指示もありましたところでありますので,関係方面ともよく協議させていただきまして,引き続き検討を進めてまいりたいと思います。

秋葉委員 ありがとうございました。ぜひ充実に努めていただきたいと思います。 保護観察の実効性を担保する観点から,大臣が31日に記者会見で示されました 方向というのは本当に高く評価できるものでありますけれども,やはり基盤整備そ のものを強化していくということが大事だと思っております。

とりわけ<u>執行猶予者の保護観察</u>については,先ほども言及しましたように,いわゆる4号観察の再犯率が特に高くなっているということがございます。そういう意味で,執行猶予者の観察のルールの見直しが必要ではないのかなと。

具体的には、いわゆる犯罪者予防更生法で、仮出獄の場合には転居やあるいは旅行もすべて7日以上が許可制だったり、厳格なルールの中で保護観察行政が行われているわけですが、残念ながら、その一方で、執行猶予者保護観察法の中では、転居やあるいは旅行、移動ということについてはすべて届け出になっているという実態がございます。

こういった部分,本来ならばある程度自由度を高めながら保護観察をしていくというのがもちろん私はあるべき姿だとは思いますけれども,しかし,現実に保護観察中の者の再犯率が高くなっているということを考えますと,もう少し,こうした届け出制というものを許可制にすることによって,当該者のいわゆる居どころを常に掌握をしながら,一定の制約を課していかざるを得ない面もあるんじゃないかと思いますけれども,大臣の御所見を伺っておきたいと存じます。

南野国務大臣 先生おっしゃったとおりだと思いますが、執行猶予者に対する保護観察では対象者に即した特別遵守事項の設定ができないことから、個々の対象者の特性に合わせた処遇を行うことが難しい状況にあります。また、今先生がお話しになられました転居、旅行が届け出制であり、しかも1カ月未満の旅行については届け出すら義務づけられていないということでございまして、再犯防止の観点から、果たしてこのままでよいのかという懸念も当然あると思われております。

そこで、法改正を要する事項もあろうかというふうに思いますので、国会における御議論を踏まえながら、緊急に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

秋葉委員 どうもありがとうございます。

特別遵守事項の新たな義務づけの中で,いわば連携とお互いの約束事がより密になる中で対応していくという観点から,私も届け出制から許可の方向で今後やはり検討せざるを得ないというふうに認識しておりますので,大臣にもぜひそういった方向で御検討いただければと思っております。

また同時に、やはり保護観察を受けても、社会に復帰したときになかなか就労につけなくて、いわゆる無職での状況で、ついついまた窃盗を初めとする再犯に及ぶというケースが、中身を見たときには非常に多くなっておりますので、これは法務省だけの課題ではありませんけれども、やはり保護観察対象者の就労支援対策というものも、従来の取り組みにも増してきめの細かいチャンネルをいろいろ用意していかざるを得ないのかなというふうに思っておりますが、そういった点についてはどうお考えになっていますでしょうか。

麻生政府参考人 保護観察対象者のうち,無職である者の割合が年々増加している実情にございます。また,再犯率を見てみますと,職を持っている者と職を持っていない者とを比較いたしますと,職を持っていない者の再犯の割合が格段に高い,こういう実情にございます。そのような観点から,改善更生を図る上で,保護観察対象者の就労を一層促進するための方策を早急に講じなければならないものと考えております。

従来から私どもなりに努力をしてまいったのでございますけれども,犯罪前歴のある人たちの雇用の確保は非常に厳しい状況にございます。そこで,この観点から,この件につきまして,厚生労働省と連携して検討チームを立ち上げまして,協議をいたしているところでございます。

就労支援のためにはさまざまな課題がございますけれども、当局といたしましては、例えば、保護観察対象者の就労意欲を喚起し、適切な就職活動ができるように指導と援助を強化すること、それから職業安定所等と連携して的確な就職情報を提供すること、協力雇用主の拡大を図り就労先を開拓すること、就労を継続させるための環境を整備すること等の支援策を進めてまいりたいと考えております。

秋葉委員 今,検討チームを立ち上げて検討されているということですので,その取り組みに期待をしたいと思います。

保護観察が終わった時点で無職だという人は年間 1 万 2 千人ぐらいいるわけですね。これは,無職者の場合は再犯率が有職者の 5 倍以上になっているわけです。ですから,こういうところにもっときめ細かなメスが入れば,おのずと再犯率の減少に成果が出てくるだろうと私は思っておりますので,よろしくお願いします。

漆原良夫委員 公明党の漆原でございます。

きょうは,何回も大臣にお尋ねして,大変いい日だなというふうに思っておりま す。

まず,<u>刑務所出所者等に対する就労支援</u>について,このたび,先ほど大臣おっし

ゃっていました,法務省と厚生労働省の連携のもとで刑務所出所者等に対する就労支援対策検討チームを設置されたと聞いております。これは,大臣はどのような問題意識をお持ちになってこういうものを,法務省だけじゃなくて厚生労働省と連携するということになっていますね。どのような問題意識なのか,お尋ねしたいと思います。

南野国務大臣 その件につきましては,犯罪や非行を犯した人の生活を安定させ,再犯を防止し,そして改善更生を図るためには就労の確保が一番だというふうに考えております。何よりも重要であるという観点から,そうした人についての,その前歴のゆえに社会から排除されやすい,いまだに厳しい雇用情勢も影響しております。職を得ることが非常に困難となっておりますので,保護観察対象者を見てみましても無職の人が急増していることに加え,無職者の再犯率が有職者と比べて非常に高い現状であるということを憂慮いたしております。

こうした状況のもとで,犯罪や非行した方の就労を確保することがもう喫緊の課題であろうというふうに思っておりまして,就労確保のための方策を多角的に検討,実施していきますために,雇用政策の専門機関である厚生労働省とそれから法務省の課長クラスの方々によりまして,刑務所出所者等に対する就労支援対策検討チームを発足していただき,鋭意,協議を進めているところでございます。

漆原委員 これは法務省がおつくりいただいた書類でございますが、「犯罪・非行をした者の雇用促進 再犯防止・治安回復を加速するために」、こういうペーパーがあります。これを見ますと、「有職者・無職者別の保護観察期間中の再犯率」平成15年でございますけれども、まさに、有職者は7.6%、無職者は39.7%という、5倍以上あるわけですね。

それで、これには「再犯防止のためには就労確保が緊急の課題!」となっておるわけなんです。今回、厚生労働省と法務省が就労支援に積極的に取り組むことは大変高く評価をしておるんですけれども、問題は、「刑務所出所者等」の中に保護観察の人たちが、あるいは執行猶予による保護観察、少年も含みますね、こういう人たちが対象になっていないんじゃないのかなというふうに思っているんですが、この「刑務所出所者等」の「等」の中にはどんなものが入るのか、具体的に御説明いただきたいと思います。

麻生政府参考人 刑務所出所者等についてのお尋ねでございますけれども,刑務所の出所者につきましては,満期出所者とそれから仮釈放によって出た方,これは当然含まれるわけでありまして,そういう意味では保護観察の対象者も含まれるということでございます。そういう意味で,出所者につきましては,長期間刑務所に拘束されていたということもありまして,直ちに就職を得るのはなかなか難しいという状況がございます。この方たちについて,再犯防止の観点から就労支援をするということが大事だと考えております。

しかしながら、無職状態で再犯に陥りますのは、刑務所の満期出所者、仮出所者

に限りませんで,例えば刑の執行を猶予された者あるいは保護処分を受けた少年に も同じように当てはまる問題でございますので,このような者に対する就労支援に ついてもあわせて広く検討してまいりたいと思っております。

漆原委員 ぜひ,執行猶予を受けた者,それから少年の保護観察の者,この人たちも含めて就労支援を積極的に推進していっていただきたいというふうに思っております。

どんな就労支援の内容になるのか,これは今後の検討チームやワーキングチームで議論されることになりますけれども,概略どのようなイメージをお持ちなのか, おのおの,これは法務省そして厚生労働省にお聞きしたいと思います。

麻生政府参考人 刑務所出所者等の就労支援のためにはさまざまな課題があると 承知いたしております。

ただいま御説明いたしましたけれども、刑務所の施設の中にいる段階から始まりまして、出所者につきましては、仮釈放等をされてからの問題もございます。そういういろいろな状況を踏まえまして、具体的には今後詰めていくわけでございますけれども、私どもといたしましては、例えば刑務所出所者等の就労意欲を喚起して適切な求職活動ができるようにするための指導と援助の強化、職業安定所と連携しての的確な就職情報等の提供、それから、雇用先の拡大及び就労を継続させるための環境の整備などを大まかに申しますと考えております。

高橋政府参考人 お答え申し上げます。

私ども厚生労働省におきましては、従来から刑務所出所者等の就労支援という観点から、出所後就職して自立を目指そう、こういう方につきまして、刑務所あるいは少年院、さらには更生保護機関等と連携をとりまして、服役中からの求職登録でありますとか、あるいは職業相談、出所後の職業紹介、それから、必要な場合には職業訓練のあっせん等々行ってまいってきておるわけでございます。

それで、検討チームでございますが、ただいま法務省の方からも御答弁があったとおりでございまして、私どもとしては、検討が始まったばかりでございますからよく詰めていかなければならないと思っておりますが、今申し上げましたようなスキームをベースに、ハローワークと刑務所等との連携の強化ということを中心に、より実効ある就職支援策というものを検討してまいりたいと考えておるところでございます。

漆原委員 一番大事なのは、やはり雇用の確保、拡大なんですよね。使ってもらえるかどうかがやはり一番大事で、そういう人はなかなか使ってもらいにくい今までの経緯だったんじゃないのかなと。法務省は、独自に、今までこの点については大変苦労されてきたと思うんですね。法務省が今までの就労支援について苦労されてきたその問題点と課題について御説明いただければと思います。

麻生政府参考人 まず,私どもで従来から行ってまいりました点について御説明させていただきます。

刑務所,少年院におけます就労支援といたしましては,これまでも職業安定所から就職に関する講話をいただいたり,あるいは受刑者等の個別の相談に応じてもらうなどの協力を得ております。そのほか,職業紹介を希望する受刑者や少年院在院者がおりました場合には,その名簿を職業安定所に提出いたしまして,職業あっせんについて協力を依頼するなどしてまいりました。

しかしながら,矯正施設在所中に就職内定に至っている事例は乏しい現状にございます。そこで,この原因を分析いたしました上で,関係省庁と連携して,より有効な職業訓練種目を選定するなど,実効性のある方策等について検討してまいりたいと考えております。

また、保護観察処遇におきましては、保護観察対象者の就労意欲を喚起させ、早期就職と就労を継続させる指導を特に重視してきました。就労が困難な者につきましては、職業安定所の協力を得ますほか、協力雇用主と呼ばれる犯罪前歴を承知の上で雇用していただける事業主に雇用をお願いしてきたところでございます。

しかしながら,就労意欲や経験,技能が不十分な者も多くなっておる実情にございますし,また,最近の厳しい雇用情勢の影響を受けまして,犯罪,非行した者の就職が思うように進んでいないのが現実でございます。また,協力雇用主などの善意にお頼りし,犯罪,非行した者を安定して雇用していただくための十分な対策がなされてこなかった面もございます。

以上のような状況を踏まえまして,矯正施設在所中における就職援助の充実及び職業訓練,それから保護観察における就労指導の強化や関係機関との一層緊密な連携,さらには雇用の促進や就労の継続のための環境整備を検討する必要があるものと考えております。

漆原委員 今局長がおっしゃった,協力雇用主という話がありましたが,これはどんな人が全国でどのぐらいいらっしゃるのか,つかんでおられますか。

麻生政府参考人 協力雇用主というのは、今申しましたように、対象者に前科前歴があるということを承知の上で雇用していただける方でございますが、全国に約5500ぐらいの事業主の方がおられます。そういう人は承知で雇ってあげますよとおっしゃっているわけですけれども、現実に、常時、無限大に雇用していただけるわけではもちろんございませんので、実際に協力雇用主に雇用してもらっている対象者の数というのは500数10名程度であったと思っております。

漆原委員 この協力雇用主,大体,中小企業のおやじさんというイメージなんで しょうか。大手の企業がこの協力雇用主になっているケースはあるんでしょうか。

麻生政府参考人 大企業,中小企業という観点で統計をとっておりませんので, その点は明確な御答弁を申し上げることはできないわけでございますけれども,実 態としては,先生御指摘のように,中小企業の方が多いのではないかと思います。

漆原委員 私の感覚としては、そういう一対一、親方が直接に、全人格で雇い入れて、全人格で仕事を通じて指導していく、そういう志のある方が協力雇用主とい

うふうになっていただいているところが多いんじゃないのかなと。また,だからこそ成果を上げてこられたのかなというふうにも思っておりますが,逆に言うと,こういう不景気が長くなりますね,そうすると,やはりその人たちの経済事情もうまくいかないから,雇い入れようということにはなかなかならないということにつながっていくと思うのですね。そこのところを一体どうするのかなというのが一番大きな課題であろうかと思うのです。

それに関連して,厚生労働省に,同じ就職困難者と言われている高齢者とか障害者の皆さんに対する就労支援策及び予算,どのくらいの予算で国がこういう就職困難者に対する支援をしているのか,その辺を聞きたいと思います。

高橋政府参考人 お答え申し上げます。

今御指摘の高年齢者あるいは障害者等々という方々,いわゆる就職困難な方々に対します就労支援として,いわゆる雇い入れ助成という形で,特定求職者雇用開発助成金制度というものがございます。

これは、御案内のとおりかと思いますが、こういう就職困難な方々を安定所等の紹介によりまして継続した雇用という形で雇い入れをいたしました事業主に対しまして、一定期間、賃金相当額の一定部分を助成する、こういう制度でございまして、平成17年度の予算でございますが、約464億円を措置いたしておるところでございます。

漆原委員 いい制度ですよね。やはり高齢者あるいは障害者はなかなか雇っていただけないというのが現状で、それに対して、国がこういう支援をすることによってその人たちの就労を確保する。大企業なんかで結構これはやっているわけですよね。

私は、そういうものをヒントにして、この刑務所出所者等に対する就労支援、同じようにつくれないのかなと。今までは、さっきおっしゃったように、篤志家、意欲のある人、この者を何とかしてあげようという意欲に全部頼ってきたのではないのかな。国が全部善意におんぶしてきたんじゃないのかな。これだけ難しい時代になってきますと、篤志家の善意だけに頼っている制度というのはやはり限界があるなと。

今,あえて厚生労働省にこの特定求職者雇用開発助成金という制度をお尋ねしたのは,まさにこれと同じような制度を犯罪予防という,治安の回復という観点から, 法務省にもこれをヒントにして,うまく利用できないのかなという気持ちがあるも のですからお聞きしたのですが,大臣,どんなお考えでしょうか。

南野国務大臣 本当に先生と同じような気持ちを持っておるわけでございますが, 議論これあり,いろいろございます。刑務所出所者等の就労支援につきましては, 今後十分に検討を深めていくことの重要性は認識いたしております。

刑務所出所者等の給与の一部を国家が直接支給するなど,今,障害者のお話がありましたが,そういうような体制,そうした財政支出のあり方については,本当に

いろいろな方の御意見もございます,議論をすべき多くの課題も残されているかというふうに考えておりますが,先生のお心は多としたいと思っております。

いずれにいたしましても , 刑務所出所者等の就労支援のあり方につきましては , 今後さらに突っ込んで検討してみたい , これも厚生労働省とのかかわり合いの中で 真剣に検討しなければならない課題だというふうに思っております。

漆原委員 今,法務大臣から,この制度を取り入れるについてはいろいろな課題がある,問題点があるという指摘もあったんですが,これは事務方で結構でございますけれども,この厚生労働省の同じような制度を法務省の就労支援策として採用した場合に,どんな課題があるのか,問題点があるのか,難しさがあるのか。どう認識されておりますか。

麻生政府参考人 これまでの当委員会等で、同じような御指摘を受けております。まず、障害者とか高齢者の場合は、自分に責任があってそういう事態に陥ったというわけではないわけでございます。ところが、犯罪や非行をした者につきましては、本人が何か自分の責任でそういうことをしてしまったということがあるわけでございます。そのような意味で、そういう自分に責任がない人たちと自分に責任がある人たちとを同じに考えていいのかというような御指摘があることは事実でございます。それから、そういう犯罪や非行をした人たちの就労ができない原因が、単に刑務所にいたことだけなのかどうかという問題もあろうかと思います。

そういうような点が多々あることがございまして,そういうことも含めて検討し,かつ,国会の議論も踏まえながらいろいろ検討しているところでございます。

漆原委員 そうですよね。自分に原因がある場合と自分に原因がない場合,制度 としては異なるというふうにおっしゃる,これはもっともだと思います。

しかし,治安の回復という,これは小泉内閣の政策課題の大きな一つでございます。また,南野大臣も治安の回復ということをおっしゃって,自分の大きな役割だというふうにおっしゃっていましたね。

今,国民は,この治安の回復という点については,本当に,日本がもう一度治安のいい国になってもらいたいという点については大きなコンセンサスを得ているんじゃないかなと思うんですね。そういう意味では,これは犯罪を犯した人に対して直接支援をするわけじゃないわけですから,国民全体の治安の回復という公益目的のために税金を使うという,この観点を見ていただければ,評価していただければ,この制度を何らかの方法で導入することは可能ではないのかなというふうに思っておりますが,いずれにしても,これはこれからの大きな問題であります。

確かに、お金だけ払えば解決するという問題じゃない、犯罪者の意識も、労働意欲というのもあるわけですから。ただ、お金の問題が障害の一つになっているということであれば、そのとげは抜いてやった方がいいな、またそういう支援をすべきだなというふうに思っておりますから、どうぞ、今後法務省と厚生労働省の間でしっかり議論をして煮詰めてもらいたいというふうにお願いを申し上げます。

次の問題に移ります。

<u>更生保護制度の見直し</u>という点でございますけれども、法務大臣は、3 1日でしたか、記者会見で、更生保護制度全般を再検討し見直す必要があるというふうにお話しされております。私も全く同感でありますが、先ほどと同じように、大臣の問題意識、どういうお考えでこのような発言をされたのか、問題意識をお尋ねしたいと思います。

南野国務大臣 昨今の社会情勢の変化とか,また現在の治安情勢などを踏まえまして,保護観察対象者の再犯防止を図らなければいけない。そのためには,更生保護制度全般について,そのあり方を見直していく必要があるのではないかな,そのように考えました。

例えば,更生保護制度における官民協働態勢のあり方,保護観察処遇の充実強化のための方策,また保護観察の実効性を担保するために現在の体制で十分かどうかという,この問題点でございます。さらには,我が国の更生保護制度の根幹を支える<u>保護司制度</u>を充実させるためには,若くて活発な方々にも進んで保護司として活躍していただくための条件整備をどのように図っていくのかということも非常に重要な課題であろうと考えております。

いずれにいたしましても,我が国の治安回復を図るためには,更生保護制度が果たすべき役割の重要性,本当に保護司の方々には頭が下がるわけでございますが,そのあり方をどのように検討していくかということも含め,その充実強化に向けて真剣に取り組んでいきたいと思っております。

漆原委員 これは朝日新聞の5月25日の社説ですけれども、「保護観察 これでは不安が広がる」という見出しなんですけれども、大変ショッキングな内容が書いてあります。

ちょっと読みますと、「非行少年や犯罪者たちと定期的に会って、相談に応じているのは、約4万8600人の保護司である。報酬はなく、実費の支給も十分ではない。戦前から続く日本独特の制度だが、引き受け手は少なく、定員割れが続いている。平均年齢は63歳を超え、高齢化も目立つ。昨春から、再任する時の年齢を76歳未満とする定年制を実施したため、退任する人が増えている。」こんな内容でございまして、確かに、これを読むと暗たんたる気持ちがするわけですね。このような現状を大臣はどうお考えなのか。

また,この保護司さんの後継者がいないんですね。平均年齢63歳というと,若い少年はとても世代が違って話が合わないですね。どうやって若手の意欲のある,農業の担い手と同じような言葉になるんですけれども,意欲のある若い人,後継者を獲得するかは大きな課題だと思いますが,大体今読ませていただいたことをお聞きいただいて,大臣はどう認識されて,どこにその原因があるのか,いかがでしょうか。

南野国務大臣 本当に御指摘のとおり、保護司の委嘱の上限年齢、これを76歳

未満とするというようなところの保護司の定年制を平成16年度から完全実施しておりますために,多数の保護司の方が退任されたということも一つあります。

今年4月1日現在におけます保護司の数は4万8657人であり,定員に対する充足率は,定年制の実施後低下傾向にあります。その原因につきましては,地域社会の連帯の弱まり,また保護司の職務の困難さなどが実情として考えられております。

定年制の実施につきましては、保護司の高年齢に対する歯どめをかけるということもやむを得ない面がありましたが、これによりまして保護司の充足率がこれ以上低下することのないように、地方公共団体、教育、福祉等の地域の関係機関または団体と連携しまして、国民の幅広い層から保護司にふさわしい候補者を開拓する方策を鋭意検討してまいりたいと思っております。

この前、保護司の方々とも、これは非公式でございますが、我々検討をさせていただき、実直なお話もお聞きいたしておりますので、保護司の方々の御苦労、保護観察との絡み合わせ、そういうものもしっかりとこれから検討していく中にそのアイデアを入れていきたいなというふうに思っております。

漆原委員 特に,平均年齢が63ということで,若い人が保護司にならない。この原因は,大臣,どんなふうにお考えでしょうか。

南野国務大臣 我々の方からの広報ということも少し欠けているのかもわかりませんが、やはり若い方々は、自分の生活がいっぱいであるのではないだろうか、他者への思いをはせるということが今生活面において難しい部分もあるのではないかな、そのようにも思っておりますが、逆に、保護されたい対象者の枠、域がうんと広がっておりますので、先生おっしゃるようなニーズは高まってきておるわけでございます。

そういう意味で、やはり公募というようなことも一つの視野に入れながら検討はさせていただいておりますが、保護司の精神をしっかりと持っていただける方というところに大きなポイントがあります。現在、保護司でお働きの方々も、やはり家族の協力なくしてはできないという分野もございますので、そういうことも心に入れながら、どのようにして若い方たちの御協力を得られるものかというところで今苦慮いたしております。先生がおっしゃいましたお金という問題もそこにあるのではないだろうか。実費というような問題点も含めますと、この保護司の問題点につきましては、予算とマンパワーということになってくると思います。

漆原委員 大臣のおっしゃったこと,本当にもっともだと思います。

保護局長にお尋ねしたいんですが、こういう現状というのは何も最近始まったわけじゃない、ずっと前から指摘されていることだし、これに対して保護局として、若い保護司の獲得、どうしたらいいのかということをどのように考えて、どのような行動をとってきて、今後どうするのかということ、いかがでしょうか。

麻生政府参考人 保護司の皆さん方の平均年齢が高齢化しているという実情につ

きましてのお尋ねですけれども,確かに,戦後間もなくこの制度が始まりましたころは,今よりも平均年齢が約10歳ぐらい若かったと承知いたしております。

高齢化したことの原因は,一つは社会全体が高齢化したこともあるのかなという ふうに思っております。

それからもう一つは、保護司さんになっていただける方の職業構成を見ますと、昔は農業に従事されている方の割合が比較的多うございました。そういう方々は時間に余裕がある方が多い。それからもう一つは、お坊さんとか神職の方とか、そういう宗教関係の方が多いということもございました。そういう方も比較的若くて保護司になっていただける方が多い実情にあったと思います。それが、現在は無職の方が相当多くなっておりまして、これは、要は、例えば会社員か何かをされていて退職された方がなっていただける、そういう状況にございまして、私どもとしては、なるべく若い方になっていただこうということでいろいろ手を尽くしてきたわけでございますけれども、実情として高齢化しているということで、やはり保護司さんの活動についてもう少し理解をしていただく。

それから,現在の保護司さんにやっていただいている活動の中心が,対象者に自宅に来てもらう,それから対象者の自宅を訪れる,こういうことがあるわけですけれども,自宅に来ていただく場合に,例えば,都会で三LDKのマンションに住んでいて,まだ子供さんが小さいというような状況だと,なかなか家族の理解が得られないというような問題がございます。

そういうふうな点を何とかできないかというようなことを幅広く検討していると ころでございます。

漆原委員 最後に一点だけ大臣にお尋ねしたいんですが、この保護司さん、犯罪者の社会復帰を担うという大きなとうとい仕事をされておりますけれども、やはりこれも善意だけに頼っている時代ではないんじゃないのかなと思います。とうとい仕事に見合うだけの報酬を払う、払ってもよいという政策転換が必要な時期になったんじゃないかというふうに思うんですが、大臣のお考えを最後にお尋ねしたいと思います。

南野国務大臣 保護司制度は、本当に日本においてはとうとい役柄として、ボランティアでやる、ボランティアだからこれがやれるんだという強いお考えの方がまだまだおられます。とうといその方たちのお心によって更生されていく方々も多いというふうに思っております。保護制度につきましては、そういう歴史がありますので、その考え方が定着しているという側面がございます。

でも,今日は,さまざまな課題を抱えておりますし,いろいろな生活も多様化いたしておりますので,その課題解決のためには幅広い観点から取り組まなければならないというふうに思っており,事務当局にも指示しているところでございます。

報酬制につきましては,御指摘のような御意見もあることは十分理解いたしておりますし,私の考えの半分はそのような考えでありますが,そういうようなところ

から、保護司の皆様方のお気持ちも伺いながら、その他の外部の御意見も伺い、どのように対処していったらいいのかということを今実際検討を進めております。また、先生のアイデアもいただき、検討の中に入れさせていただければ幸せだと思っております。